平成22年玉村町議会第1回定例会会議録第3号

平成22年3月11日(木曜日)

議事日程 第3号

平成22年3月11日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16人)

1番 笠 原 則 孝 君 2番 石 内 國 雄 君 3番 原 幹 雄 君 4番 柳 沢 浩 一 君 井 5番 齊 藤 嘉 和 君 6番 筑 あけみ 君 7番 久仁子 榮 一 君 備前島 君 8番 島 田 9番 町 宗宏 君 10番 川端 田 宏 和 君 安 男 橋 11番 村 田 君 12番 茂 樹 君 髙 13番 浅 見 武 志 君 14番 石川 眞 男 君 15番 三 友 美惠子 君 16番 宇津木 治 宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

長 貫 井 孝 道 君 副 町 長 横堀 憲司 君 教 育 長 新 井 道 憲 君 総務課長 小 林 秀 行 君 阿佐美 健康福祉課長 税務課長 恒 治 君 松 本 恭 明 君 子ども育成課長 新井 敬 茂 君 住 民 課 長 佐藤 千 尋 君 生活環境安全 正典 重 田 君 経済産業課長 井 弘仁 君 高 課 長 都市建設課長 横 堀 徳 寿 君 上下水道課長 太田 巧 君 会計管理者 井 淳一君 学校教育課長 川端洋一 新 君 兼会計課長 生涯学習課長 加 藤 喜代孝 君

事務局職員出席者

〇開 議

午前9時開議

議長(宇津木治宣君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 一般質問

議長(宇津木治宣君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き順次発言を許します。

初めに、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

[7番 備前島久仁子君登壇]

7番(備前島久仁子君) おはようございます。傍聴人の皆様には、朝早くから応援に来ていただき、まことにありがとうございます。納税者の代表としまして皆様の声をしっかりと町政に届けてまいりたいと思います。議席番号7番備前島久仁子でございます。

三寒四温という言葉のとおり、3日寒くて4日暖かい日が続き、ようやく待ちわびた春が訪れる3月となりました。3月は卒業のシーズンでもあります。このたび退職を迎えられた6名の課長さん方には、長年にわたり町の発展にご尽力されましたこと、町民の一人として感謝申し上げます。約40年にわたって町の移り変わるさまを見て、聞いて、携わってきた町政への思いはいかばかりでしょうか。一線を退かれても今後は地域のリーダーとして手腕を発揮いただきたいと願います。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

施政方針から2つ質問をさせていただきます。町長の就任以来、1期と2年が経過いたしました。 自立を選択した町であり、住んでよかった玉村町になるよう、希望に満ちた町であるよう願うのは、 町民ならだれでも同じであります。しかし、現実には「自立したものの、このままで大丈夫か」との 声もたくさんあります。日本全体が人口減、少子化、高齢化の問題を抱える中で、当然町でも直面す る大きな課題であります。ましてや、小さな町であるなら、なおさらです。そこで、町長の施政方針 について伺います。

町の発展とは何を指し、発展する要素は何と考えていますか。

また、20世紀に残した深刻な地球環境破壊、その過ちを受けて21世紀はいかに環境破壊を防ぐか、いかに環境を回復させるかが急がれています。一人一人の意識はもちろんのこと、産業活動を担う企業、団体、自治でもそれは義務として課せられています。町では環境への取り組み推進を図っていくと言っていますが、太陽光発電システムを公共施設でも積極的に導入すべきではないでしょうか。続きまして、子育て支援の観点から、ファミリーサポートセンターの進捗状況と今後の計画につい

では、大手でも、大手でも、ファミリーリホートセンターの進歩状況と与後の計画について付います。日本の総人口を維持していくためには、2.07人の合計特殊出生率が必要とされてい

ます。しかし、現在1人の女性が生涯に産む子供の数は、現在は1.29人となっています。1年間に生まれてくる子供の数は、1970年代にはおよそ200万人でしたが、最近では110万人程度に減少しています。子供を産まない理由はさまざまで、子育て費用や教育費の負担、育児への心理的、肉体的負担、子供の育つ社会環境の問題が大きいとされています。現在では核家族化が進み、1人で子育てをしている孤立感を感じる母親も多く、地域における子育て支援事業のファミリーサポートセンター立ち上げが望まれていますが、この事業の進捗状況を伺います。

3つ目といたしまして、南中学校の武道館新設とテニスコート増設について伺います。中学校の学習指導要領が改訂され、平成24年度より中学校の保健体育において武道が必修となってきますが、南中学校の武道館の新設計画はどのようになっているのか、伺います。

また、南中学校では男女60名のテニス部員が2面のコートを使用し練習しています。しかし、テニスコートを2面しか整備していない中学校は、佐波伊勢崎でもまれであると聞いております。これではとても十分な練習ができないため、保護者や学校から再三にわたり増設の要望が出ているはずですが、計画はどのようになっているのか、伺います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 7番備前島久仁子議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、平成22年度施政方針についての質問でございます。玉村町の自律に掲げる強烈な施策が当然あるべきについてお答えいたします。日本の人口減少や少子化、高齢化については、当町でも大きな問題としてとらえざるを得ません。この点につきましては、さきの笠原議員の質問にお答えを申し上げたとおりでございます。こうした大きな問題は、玉村町を含め全国的な問題、課題でありますので、こうしたことを十分に認識し、施策に反映することが大切であると考えております。

これは施政方針でも申し上げましたが、少子化・高齢化対策では健康とスポーツのまちづくりをは じめ、子どもからお年寄に温かい福祉のまちづくりを掲げた施策などと、幅広い対応をするための予 算編成といたしました。このように強烈な施策ではありませんが、地道に1つずつ積み上げた総合的 なまちづくりとご理解をいただきたいと思います。

私の考えは、この行政とはその目立つ強烈なことを打ち上げるのではなく、町民のために地道に一歩一歩前進し、町民の生活の向上を目指すものと私は考えております。

続きまして、太陽光発電システムを町でも積極的に導入すべきではないかについてですが、現時点において町有施設の中では、平成20年度に玉村中学校改築にあわせ、20キロワットの太陽光発電を設置しています。

今後の町の方針としては、役場で所有する施設については建てかえ等タイミングを図りながら、積極的にこの太陽光発電を進めるように考えております。具体的な計画としては、平成22年度に作成する第2次玉村町環境基本計画の中に太陽光発電システムの導入について位置づけ、推進を図りたい

と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ファミリーサポートセンターの進捗状況についてお答えいたします。ファミリーサポートセンターの事業内容について、議員さんは既にご存じかと思いますが、保護者が残業のため迎えに行けないと依頼のあったお子さんを保育所に迎えに行く、あるいは小学校放課後のお子さんを自宅で預かる、また買い物や外出の際、対象児童を預かるといった活動を通して、保護者の子育て支援やお子さんの健全育成を図ることを目的とするものであります。

このファミリーサポートセンターについては、平成17年度に策定された玉村町次世代育成支援地域行動計画の中にも設置することが示されております。これまで会員確保のために町広報紙や地元新聞に再三掲載するなど会員の確保を行ってきたところですが、事業の立ち上げには至りませんでした。この間、議員の皆さんや多くの町民の方々にご心配をおかけしたところでございます。

このことについて、今後の取り組みに苦慮していたところ、昨年11月、太田市にあるNPO法人すずらんが群馬県からの委託により、玉村町及び近隣自治体を対象地区として病児・緊急預かり会員の養成講習会を玉村町勤労者センターにおいて開催をいたしました。この講習内容は、保育士、管理栄養士、助産師、看護師、あるいは現役の小児科医を講師に迎え、子供の心や遊び、栄養と食生活、身体の発達と病気等、実に広範囲にわたる講習内容で、3日連続計24時間に及ぶものでしたが、受講生全員が修了証書を手にし、NPO法人すずらんへの会員登録を済ませたところであります。

玉村町ファミリーサポートセンターについては、この講習会を修了され、町内にお住まいの方はもちるん、高崎市や伊勢崎市の方々にも会員登録をしていただき、管外保育や管内保育にも対応できる 広域的な支援活動ができる組織の基盤づくりが整ったところであります。

現在の会員数につきましては、まかせて会員14名、お願い会員4名、両方の会員ということで3名、 総数21名となりましたが、新年度になると保育所や幼稚園、学校などで保護者説明会が開かれます が、その席でファミリーサポートセンターや子育て支援活動のお知らせを行うことにより、大幅なお 願い会員の登録がなされるものと考えております。

先月、まかせて会員の登録をされた方々を対象に、NPO法人すずらんで活躍されている、このまかせて会員の2名ですね、2名の講師を迎え、日ごろの子育て支援を行う上での留意事項についてお話を伺うフォローアップ研修会を実施しましたが、研修会終了後、会員による自主的な団体を組織し、ファミリーサポートセンターの事業運営のお手伝いもしたいという会員相互の確認がとられました。会の規約の原案作成を3名の会員に委任し、近日中に団体の設立に向けた会議が開かれることとなっております。

次に、ファミリーサポートセンターの今後の予定についてお答えいたします。先ほど申し上げましたが、新年度に入り保育所や幼稚園、学校などで保護者説明会が開かれますが、その説明会の席においてファミリーサポートセンターの開設準備が整い次第、子育て支援活動を開始するお知らせを配布し、事業内容の周知を行う考えであります。多くの保護者がお願い会員の登録をされる1年に1度の

絶好の機会と考えております。

今後は、一刻も早く業務を開始できるよう、ファミリーサポートセンターの事務所を置く、これは 子育て支援センターですね、子育て支援センターに机やいす、パソコンや専用電話を設置する等、準 備を進める所存でございます。

続きまして、南中学校の武道館とテニスコートの増設についての質問にお答えいたします。南中学校は、生徒数750人の県下有数の大規模校であります。そのため、昭和62年開校当初3面あったテニスコートは、平成5年に校舎を増築したことにより1面が削られ、それから現在に至るまで2面だけとなっています。

備前島議員ご指摘のとおり、現在1、2年生だけで男女合わせて部員数が60名、3年生が30名おりましたので、今までは90名の部員数でした。女子部員は南中のテニスコート2面を、男子部員は学校から少し離れた社会体育館のテニスコート2面を使用し練習をしています。しかし、1カ所に4面のテニスコートが確保できないため、他校を招いた練習試合ができないことから、一昨年5月からは県立女子大施設内のテニスコート4面を土曜、日曜で練習試合のときに限りという条件で借用しているのが現状でございます。

このような状況を改善するため、南中学校とも協議を重ねてまいりましたが、将来的なことも踏まえ、この南中学校の東側隣接地です、東側隣接地に4面のテニスコートを拡張することが最も望ましいという結論に至りました。

これを受けて昨年から東側の隣接地4,780平米を借用できないか、その地権者3名と交渉してまいりましたが、ことしになってようやく地権者全員の同意が得られましたので、新年度予算に4面の新たなテニスコートを整備するための経費を計上し、玉村中学校より若干おくれることになりますが、来年の3月には完成する予定となっております。

この新たなテニスコートが整備された後は、校内にある旧テニスコート2面の跡地に、この2面の テニスコートを閉鎖するわけでございますので、ここに武道館を建設するという予定でございます。 平成24年度から本格実施となる新学習指導要領に間に合わせたいと考えております。また、夜間に ついては社会開放することにより、玉村中学校と同じく町の、町民のための柔剣道普及の拠点として 役立てていきたいと考えております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 自席より2回目の質問をさせていただきます。

玉村町は地震も少なくて、緑も多く、平地な環境があります。利根川、烏川、2つの川に囲まれて、 そして高崎市、前橋市、伊勢崎市への通勤圏内でもあります。人口は3万7,845人。この玉村町 の歴史、人口の移り変わり、皆さん60年ほどこの町を見てこられた皆さんでありますから、私が 17年この町に住んでおりますけれども、17年の私がこの町のすばらしさ、歴史をここで語るまで もないのですけれども、町の活性化とか発展というその第一の条件というのは、町長はどのようにお 考えですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 一番基本的にはそこに住んでいる住民の皆さんがこの町にいてよかったということが基本でございますけれども、それには発展といいますと、私は今玉村町がそうですけれども、子供たちが多くてにぎわいのある町であると、活気のある町であるというのが、この町の発展、そして生活している人たちが十分満足、いろいろ差がありますけれども、満足をして生活ができるというのが私は町の発展と考えております。

議長(宇津木治宣君) 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 私もそのとおりだと思います。町長と意見が合致したということは、なかなか珍しいことかと思いますけれども、この件に関しては非常に合致いたしました。

私も町の活性化とか発展、やっぱり第一の条件というのは、人口がまず安定していること。そして、若年層、そして若い世代が多いということ、これがやっぱり町の活性化であり、発展であり、これから伸びていく要素かと思っております。商店があるとか工業団地があるということよりも、まずは人口が安定し、そして若い世代がたくさんいるということが町の発展には欠かせないかなと思うのですが、きのうの一般質問から随分出ておりますけれども、人口がピーク時よりも400人ずつ減っている。町長は1,000人ぐらい減るだろうと思っていたということなので、余りそんなには危機感を覚えていないのかなという印象を受けるのですが、いかがですか、町長。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 危機感というのはありますけれども、私が余り危機感を持つということは町のためにもよくないと。性格的に余り危機感を持っていませんので、そういう言葉で言ったのですけれども、確かに一昨年のリーマンショック以来の金融、世界的な経済不況ということで、玉村町も大手の会社があります。そういうところでいきますと、大体1社四、五百人のもう人員整理をしたというのが昨年の話でございました。そういうことを考えますと、町全体では1,000人程度の人口減になるのではないかなと私は私なりに予測をしたのですけれども、結果的には昨年の減少は100人から150人ぐらいの減少で終わったということでございますので、その辺私の予想が外れたということでございます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) ことし成人式に出ましたら、成人式を迎えた若者約500人おりました。それで、私は成人式に出ながら、この若者500人が果たして500人のうちどれほどが今後町に残ってくれるかなというふうにずっと考えていたのですね。昨年生まれた子供が300人なのです。といいますと、単純に計算しても20年で200人は減っている。また、私が17年前に玉村町に来ましたけれども、そのときは若い世代の人たちがどんどん他市から玉村町に移って、玉村町は非常に発展して、未来開ける町であるということで、随分人口がふえたと思うのです。そのときに来られた若い人たちが、もう子供たちがだんだん、だんだん高校に入り、大学に入り、そして成人していく年になってまいりました。そうすると、その後になかなか今度は子供がやはり生まれない、子供がずっと減っていくようなこの状態の中にありますけれども、その500人、成人式を生まれた500人のうちのどれほどが町に残ると予想されるでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これ時代は変わりますけれども、我々が卒業したときは200人でございました。その3割、4割ですね、4割が町に残りました。残ったというのか、今成人になって町に住んでいます。ですから、500人の成人の皆さんがこれから町にどのぐらい残るかといいますと、そういう率でいきますと4割ということになりますと、二四が八、80人ということになりますけれども、五八、四十ですね、500人の4割だから五四、二十、200人、200人です。ですから、半分町に残ってくれれば非常にありがたいですけれども、それはかなり難しいかなと。

ですから、私が言っているのは、今お父さんやお母さん方に言っているのは、自分の娘や息子が結婚したら、所帯を持つときは玉村町に持つようにお願いしてくれという話をしているのですけれども、この辺が非常に難しいので、玉村町が急増したときに建て売りが大変売れましたね。新しい住宅ができました。それが大体当時でいきますと70坪前後の宅地で、その中にうちをつくって新しい住宅ができておりますから、これの中に親子2世帯で暮らすというのは大変難しい状況でございますから、この辺をどういうふうに宅地の供給を町ができるかと、今後していくかということが一つのそのポイントになるのかなと。ですから、今後新しい住宅団地なりを東毛広幹道完成に合わせてこれから5年、10年先にそのような施設をつくっていく必要はあるのではないかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 確かにそうだと思います。500人のうち300人出ていく。高校卒業 した子供たちが学校に行く。そして、都内に行く。仕事を求めて他市へ仕事に行く。しかし、私はこの玉村町というのは、近隣の市へ通勤はできます。ですから、ベッドタウンという皆さんからも声が 上がっていると思うのですけれども、この玉村町は土地が安くて平ら、住みやすいベッドタウンという位置づけが非常に強いかと思うのですね。ですから、先ほども町長言われましたけれども、その建

て売り住宅があいていたり、また宅地があいている、そういうものをぜひ真剣に考えていただいて、 そして若い人たちがここに残ってくれるようにそれはぜひ考えていただきたいと思うのです。

先日、新聞で川場村のことが出ておりました。人口が3,600人ですから、玉村町の10分の1ですけれども、沼田のインターから7キロだそうです。それで縁組をしている世田谷区からの移住者がふえているので、子育て世代の定住を促進するために本格的な住宅団地の造成と分譲に乗り出すということでした。そして、沼田から7キロ、だから通勤圏をアピールしているということなのですね。

玉村町でも広幹道ができますので、十分もう1時間圏内で首都圏まで通えます、学校にも通えます。 ですから、やはりここでもう一頑張りしていただいて、そしてここから通う。新しい人が、都心に住んでいる人が、もうなかなか厳しい。では、少し離れたところから通ってもいいのではないかという、 そういう人たちを都心の人たちをもう呼び寄せてここに住んでいただく、そういう政策をぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがですか、町長。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 東京の人が例えば群馬県、玉村町に土地を求めるときに、一番先に条件とし て女子大周辺に土地がありますかというのが、この玉村町に土地を求める最大の条件だそうです。と いうのは、女子大周辺ということで確かに文教地区である、そして女子大生が住んでいるところです から非常に健やかな優しい町ではないかなという、そういう感じを受けるのではないかなと思います。 そういうことで、この女子大周辺に土地を求めるというのが、その県外者、特に東京周辺の人たちの 条件だそうです。そういう面からしますと、玉村町には県立女子大がありまして、そのいいキャッチ フレーズがあるわけでございますので、新町の駅へ行ってみますと夜9時ごろの上野から来る列車が 入りますと、駅前がいっぱいになるぐらい通勤客がおりてきます。みんな多分家族の方が自動車で迎 えに来たり、タクシーで帰ったりということで、あそこで分かれていくわけでございますけれども、 そういう条件としては玉村町は大変いい場所ではないかなと。多分あそこの新町でおりる4割ぐらい は玉村町に来る人ではないかなと、玉村町に住んでいる人ではないかなという感じをしております。 そういう面でもこの玉村町がベッドタウンとして、またこの幼稚園、保育所から大学まである町とし てのキャッチフレーズというのは十分売りがあるわけでございますので、その辺を生かして今後その 皆さんが言っている人口減をどうやって食いとめるかということには、大変効果があるのではないか なと考えておりますので、東毛広幹道の開通に合わせながらそのような形で人口増に迎えるような施 策をしていく必要があるかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 女子大は東北から来ている人が非常に多いと聞きます。ですから、そういう女子大生がここに住んでみて、また就職活動するときに、ここはとても住みやすくていいところ

だから、ここで仕事を探したいというように思ってくれるような女子大生がふえれば、また一番いい かなと思うのですけれども、何とかしてこの若い人たちが出ていかないのはもちろんなのですけれど も、若い世代がほかの市からですよ、家族で移ってくるような、そんなことをやはり考えていかない と、これから若い世代がどんどん減っていく。ましてや子供の数が急激にやはり減っていくわけです から、そういうものを長期的にも考えて何か手を打たないと、やはり子供の数は減っていくばかりだ と思いますけれども、その点は今後皆さんと一緒に考えてぜひいっていただきたいと思うのですけれ ども、私先日上野村に行ってまいりました。上野村はもう1,400人の小さな村でありまして、平 らな玉村町に比べたら道路の幅も狭くてスーパーもなくて、本当にへんぴとしか言いようがないので すけれども、しかし村おこしというものにすごく燃えているのですよね。国民宿舎が2つもあります。 泊まるところがある。そして、温泉がある。それから、十石みそがある。それから、ヤーコンという、 ヤーコンでつくったしょうちゅうもできているのですね。そうしたら、玉村町の人が、「おれもヤー コンつくってる」と言うのですよね。ですから、そういうもので村おこしに燃えて、それから木工工 芸などでいすやテーブルなどをつくって、それも国民宿舎にみんな置いてありました。そして、驚く ことに、UターンではなくてIターンの人が多いのですよね。Uターンはそこにいた人がまた戻って くる感じですけれども、Iターンは首都圏の人が田舎暮らしをしたくて、そして上野村に住み着いて いる、住んでいるということなのですよね。ですから、その田舎暮らしを経験したい。あの人もあの 人もIターンで都心から来た人なのですよというふうに聞くと、こんなへんぴなところだけれども、 田舎暮らしにやはり魅力があって、そして呼び寄せる力。では、Iターンで来る人が、何でその上野 村に来るのかというところがあると思うのですよね。上野村から比べれば、非常に玉村町なんかはも っともっと開けていますし、どこにでも通勤できるということがありますので、ぜひ今後はその若い 人を呼び寄せる、そして田舎暮らしができるということをぜひ考えていただきたいと思いますが、も う一度町長お願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 上野村のまねはなかなかできないと思うのですね、地形的にも。でも、玉村町の特徴を生かしながら、そのIターンですか、Iターンということで、バブル時期から玉村町が急激に人口がふえたって、これはもうIターンの最たるもので、日本でも有数な玉村町へ人がふえたわけですね。その一番の目的というのか、あれは、土地が安かったということと、便がよかったということが、この第一の目的ではなかったかなと思います。それをだからこれからも生かしていくというのが、玉村町にIターンをさせる一つの要素かなと考えますし、ここでその地形的にも木工業をやるわけにいきませんし、何か特産品については、きのうですか、石川議員さんとの一般質問の中にもありましたけれども、そういう形で玉村町としての特産、目を引くようなものをこれからつくっていくというのは、人口減少を食いとめる、また人口をふやすという要素の中では、これ絶対必要でござい

ますので、その辺については皆さんで知恵を出し合って、町民の皆さんに知恵を出していただいてそういうものをつくるということも一つの方法かなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 続きまして、ファミリーサポートセンターについて伺います。

やっと待ち望まれたファミリーサポートセンターが立ち上げを迎えるということで、非常にうれしく思いますし、また4月には保護者に対する説明会が行われるということですけれども、やはり預ける側としましては、身近でできれば知っている方にというところがあると思うのですけれども、これ全部のこの区で登録してもらうようなことはいかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井子ども育成課長。

[子ども育成課長 新井敬茂君発言]

子ども育成課長(新井敬茂君) 先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、お預かりする会員につきましては、14名ということでございます。それで、ただいまの議員のご質問で、25の区について登録をしていただけるというふうなご質問でございますけれども、これにつきましては14名の方々が現在任意の団体を立ち上げて、お願い会員の確保を図っていくという計画でございます。その任意の団体につきましては、お願いする会員についても会の構成員として加入していただいて、預ける側、預かる側ともにその会の運営を行っていくということの中でこの事業を行っていくというふうなことで考えているようでございます。

したがいまして、25の区ということですけれども、今後は両方会員ですか、預かりながら、あるいは預かりますよという会員の方についても今後ふえてくることは予想されますので、その中で25の区を全部網羅できる形にしていけたらなというふうに考えております。

14名の今回のまかせて会員の方々ですけれども、年齢的には30代から60代の方々でございますけれども、その方々を見ますと、幅広い人脈を持った方々で構成されておりますので、その方々が中心になってさらなるまかせて会員の増加を図っていくという考えであります。また、お願い会員につきましても、子育てが終わった段階になったら、今度はお預かりしますよということで、その会の中にまた戻ってきていただければというふうなことを考えておるようですので、行政がやる中で大変難しい新規会員の確保ですか、これを常に行っていきたいというふうなことで考えている方々であります。

以上ですが。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 子育で中のお母さんが、買い物や美容院などに行くときに、ちょっと預かってもらえるという、そういうファミリーサポートセンターが立ち上がれば、どれほど1人で抱え

ていてどこにも行けない、たまには少し息抜きをしたいというお母さんにとっては、非常にありがたい制度だと思います。また、今までも2人、3人のまかせて会員しかいなかったわけですけれども、それが一挙に14人ふえて、そしてお願い会員と合わせて21名の登録があったということは、今後さらに発展していってくれるかなと思うのですけれども、子供のその病後児のときの保育についてはいかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井課長。

〔子ども育成課長 新井敬茂君発言〕

子ども育成課長(新井敬茂君) 先ほど町長のお話の中でもありましたけれども、昨年の11月、期日は11月の19、20、21と3日間にわたりまして勤労者センターで病児・緊急預かり会員養成講座を20名以上の方が受けたわけです。太田市のすずらんのほうに登録されたわけですけれども、資格としては預かることができる資格は得ましたけれども、いわば車の免許で言えばまだまだペーパードライバーですか、これからその研修を重ねていく中で病児に対しても対応していきたいというふうに考えております。

また、この病児を預かるに当たっては、医師会との協議が必要になってくるかと思います。病院に行くと必ず「ご家族ですか」ということで確認された後に、先生方あるいは看護師の方が病名を、あるいは症状を伝えてくれるということであります。必ず「ご家族ですか」、「ご親族ですか」ということで聞かれますけれども、やはり患者のプライバシーということがございます。まかせて会員が預かった中で病院へ連れていくと、医師会との協議が調わないと、病状を話してもらえないと。お母さんにもまたその伝達ができないというふうな状況が考えられますので、医師会との協議が必要であります。また、病児を預かるのだったら、元看護師を知っているから私もその人に話して登録するように話しますよという話も伺いました。今後は研修を重ねる中で病児に対しても対応できるようなファミサポということで進めていきたいというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) そうですね、元看護師さん、保育士さん、そういう退職された方にもぜひ会員に登録いただいて、そして町ぐるみで子供たちを育てていけたらと願っております。町でも行政でも軌道に乗るまでしっかりと支援していっていただきたいと思いますけれども、町長一言お願いします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 働くお母さんたちにとっては大変なこのファミリーサポートセンターは必要だと思っております。今課長が言ったとおり、そういうことで早急に町としても立ち上げて、そのお母さんたちの少しでもご負担を軽くするということでやっていきたいと思いますので、いろんな面で

またご指導、ご助言をお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 続きまして、南中学校の武道館の新設とテニスコートの増設について伺います。

やっと4面のコートをつくることになったわけで、さぞかし部員や学校も喜んでいることだと思います。玉中と南中は、群馬でも一、二の規模を誇るマンモス校であったわけですけれども、南中は以前3面あったわけで、それがプレハブ校舎をつくるに当たって1面がテニスコートがなくなりまして、そして2面を60名、先ほど3年生を含めると90名というお話がありましたけれども、それで2面を使うということは非常にだれが考えても無理があるわけで、テニスコート1面というのはどんなに人が入っても4人しか入れないわけですね、ダブルスで。ですから、よく女子テニス部がそのテニスコート2面を使っていると、男子は使うところがなくて、いつもマラソンをしているのです。それで成績が上がるわけがないではないですかって、保護者の方からもいつも聞かされておりました。

それで、20年度にはその社会体育館のグラウンドに土を入れて、そして防球ネットを張ったわけですけれども、しかし社会体育館は、社会体育館のグラウンドというのはもともとテニスコートの整備するようなグラウンドではなくて、土日には自転車で子供たちが入ったり、そこでいろいろグラウンドゴルフをしたりいろんなことをするわけですから、そもそも私はそこに急遽そういうものをつくったわけですけれども、その整備をして、土地の整備をして、防球ネットを張って、そしてそれ300万円からの予算がそこにかかっているのですね。一時的にそこにテニスをしたわけですけれども、その中学校の義務教育中のその施設、横道にそれずに回り道をしないで、もっと早くからきちんとしたテニスコートをつくるという計画はなかったのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 川端学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) テニスコートの関係でございますが、これについてもいろんな学校 と協議しながら、いろんな方面に働きかけ、検討してきた経過がございます。

まず、3面あったコートが生徒数が増加したということで、東側に増築しました。それで2面になってしまったわけですが、その後もテニス部の部員もふえて、練習もままならないというような状況で、社会体育館のほうの庭にテニスコートですか、そこで練習をするようになったということで、その間町の中でも幾つかコートができそうなところの候補地等探してまいりましたが、なかなか距離とか、学校からの距離とかいろんな問題がありまして、なかなかそういった求めることができなかったという状況で、昨年度から県立女子大学のテニスコートを練習試合のときに貸していただくような交渉も続けながら、現在に至ってきたわけです。

それで、一番学校から近いところというと、すぐ東側に農地があいておりましたので、そこが学校

としても一番そこにテニスコートをつくっていただければいいというようなことも学校長のほうから 話が、要望等ありまして、その辺につきましても検討しておりましたが、地権者の中で具体的に話を 進める中で農業を続けていきたいというようなこともあったかと思います。

たまたま今回地権者の中で相続が発生したという中で、相続された方との協議でようやくことしの 1月に協力していただけるというような状況が発生しましたので、22年度について予算措置をさせ ていただいたという状況でございます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) 4面のコートをつくることになって、予算も5,600万円から予算つきましたので、それはよかったと思うのですけれども、しかしうちは裏が社会体育館ですから、よくコート、グラウンドなんか見ておりますけれども、冬はやはり日が短いので、ほとんど使っていないのですよね。子供たちが来て、社会体育館で練習しているかと思うでしょうが、やはり学校に聞きましても冬は日が短いので、そこの場所に社会体育館まで行って10分、準備して10分、後片づけに10分、それだけの時間がかかりますから、とても冬場は行ってそこでは練習できませんと学校でも言っておりました。

また、中学校の敷地外に出ていくということは、非常に危険も伴うわけですよね。そして、毎回毎回その顧問の先生が付き添うわけではありませんから、何かあったときはどうするのだという、そういうこともありまして、非常に危険だということで私も見ておりますけれども、社会体育館で冬場はほとんど練習していません。そして、試合のときには女子大で借りてやるということですけれども、それも女子大の予定があるので、本当に月の末にならないと来月の予定が立たないのだというふうに学校でも言っておりました。

ですから、予算がもうついたことに対してくどくど言うつもりもないのですが、もっと早くそうした中学校などの学校の教育施設に関しては、もっと早く検討して、もっと近い場所で早くできないかということで、もっと検討されるほうがよかったのではないか。また、その300万円からの皆さんの税金がそこに使われて、いっときですけれども、使われているわけですよね。ですから、もっと早く整備をされたほうがよかったのではないかと。その地権者が3名いるということですので、その地権者との交渉が難航しているのかなと思いましたけれども、それも昨年の11月、12月ぐらいからの交渉だったというわけで、もっと前からその南中学校の東側の土地のことはもっと早くから出ていたのではないですか、町長、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

[町長 貫井孝道君発言]

町長(貫井孝道君) その東側については、今まで地権者の方が畑で使うので、貸せないということで断られたそうです。私が玉中のPTA会長をしているときに、南中のテニス部が県大会へ行きま

して、準決勝まで、私のおいっ子もいたのですけれども、準決勝まで行ったのですよね。南中はテニスが強かったのですよ。今これ見ますと、そのときも2面でやっていたのですね、テニスを。県大会の準決勝まで行ったのですよ。そのときに何か余りそのテニスコートが少ない、少ないとかなんとかという話は、私はただのサラリーマンだったですから、そんなこと言ってもしようがないと思ったのかしれないけれども、そういう話は聞いて、応援にも何回か行ったのですけれども、聞いたことなかった。当時は、だから余りテニス部の人員がいなかったのではないですか。最近は何か非常にテニスがマイナーからいい、伊達さんが出たり、錦織君が出たりしたので、急にテニスの人気が出てきたみたいですね。ですから、人員がうんとふえてきたというのが最近の傾向みたいですけれども、今議員さんが言われたとおり、議員が言われたとおり、もっと早くからやってやればいいというのは、これはもうテニスコート少ないのですから、町とすればもっと早くからそういう手を打ってやるべきだということは十二分にその意見は承っておきます。ただ、土地の問題がありますので、土地の問題は地権者との交渉もありますので、たまたまその東側の地権者のお父さんが亡くなりまして、相続されたということで、その話が急遽進展してきたというのが、今度のテニスコートを借りる最大の要因でございました。

そういうものもあったのですけれども、中学生が大変苦労しながら社会体育館に来て、私も社会体育館へよくテニスの練習をしているのを見ておりますけれども、なかなか広々として、このほうがいいのではないかなと思って見ておりました。先生にも話したことありますけれども、そんなに不都合というような話を先生はしておりませんでしたし、今南中と社会体育館ですから自転車で二、三分のところでありますので、私もそんなに苦労はしていないのではないかなという解釈はしていたのですけれども、今話を聞きますと、中学生が大変苦労したということで、女子大のテニスコートを借りるのについては、私も再三女子大に行きまして、南中が借りたいということでお願いして、あそこを許可していただいたわけでございます。そんなことで学校になかったけれども、周りに近場にそういうものがあったということで生徒もある程度は苦労しながら楽しんでテニスをしたのではないかなというのが私の感じでございますけれども、今備前島議員さんから言われたとおり、子供たちには少し苦労をかけたなと、反省はしております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) そして、この土地なのですけれども、これは借り上げなのですね。191万円がついておりますけれども、玉小の校庭の中にも借りているところがありますが、その学校のような半永久的に使う施設で、その土地をずっと何十年も借りるということ。これは購入したほうがよっぽど早いし、安く上がるのではないかと思うのですが、その借り上げの期間というのは何年というふうに決めて借りるのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 川端学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 借り上げ期間は20年でございます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

7番(備前島久仁子君) 年間で190万円、それを20年ということで、その土地は購入したほうが、どれだけ町民にとっては負担が少ないかと思うのですけれども、その例えば借り上げ期間内に地権者が3人ということですけれども、その地権者が亡くなったとき、その相続者が例えば1人でも売りたいとなったとき、その部分だけ買うということになりますか。そのとき全部購入するということになりますか。そういう問題がやはり借りるということは出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 借りて契約します。20年でしたっけ、今のは。20年借りる契約をしておりまして、その期間に地権者のほうで売りたいということになれば、これは最初に話が来るのは町に来るわけでございますので、第三者に売るということはほとんどありませんので、町に来るわけでございますから、そのときは買うかどうするか、返すか買うかということになるので、決断をしなくてはいけないと思います。

ただ、さっき玉小の話も出たのです。以前も玉小は年間300万円程度の借り賃で借りていますの で、買ったらいかがかということで地権者と話をしました。そうしますと、買いますと2億幾ら、3億 円近い金で買わなくてはならないのですね。そうすると、300万円ですと10年借りても 3,000万円、100年借りても3億円なのですね。そうしますと3億円で買うのだったら、町の ために貸してくれているわけですから、これ借りていたほうがずっと安いということになります。で すから、貸すほうも町に貸すということで安心感があるわけですね。値段も普通の世間常識の値段で 貸せるということでございますし、途中で返される心配もないということで、貸すほうにすれば貸し ていたほうがいいというのが今の考えでございます。町としてもそこで数億円の金を出して買うので したら、今言ったように年間190万円ですから、10年借りても1,900万円、100年借りて も1億9,000万円ですよね。もしそれでいくとすれば、計算上は。そうしますと、そこを2億円、 3億円で買うのだったら、100年借りても1億9,000万円ですから、数字的にはここは借りて いてその地権者に借り賃を払っていたほうが、町としてもずっと財政的には楽でございますし、貸し ているほうも町に貸しているという安心感がありますので、貸しているほうがいいというのが今の地 権者の考えではないかなと。買うということも1つ入れて話をしたわけでございますけれども、地権 者のほうは貸したいということでございますので、契約が切れたときはまた考えましょう。もし地権 者のほうで売るということになれば、町としても買わなくてはならないということになるのではない かなと考えております。

ですから、借りているから決してその大幅な負担を強いるということではないのでございますから、 借りていたほうが町としても財政的にも非常に安く上がるというのが現状でございます。

議長(宇津木治宣君) 川端学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 契約の関係で補足のほうの説明をさせていただきますが、地権者とは現在そういう20年という契約でお借りをするということで、現在農振除外の手続をとっております。農振除外の許可がおりて、その後転用許可おりて初めてそこで町のほうが地権者と契約ができるという状況ですので、その前段の中でそういうことで契約したいということで、地権者のほうの同意をいただいて今農振除外の手続をとっているという状況でございますので、現在まだ契約のほうはしてございません。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) もう時間がありませんので、太陽光発電のほうに移りますけれども、南中学校のその武道館の屋根に同じように、玉中にもつけましたけれども、その太陽光発電システムをつけるということはお考えですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) まだそこまで設計図も何もできていませんので、そこまでは考えていないというのが現状でございます。ただ、今後の環境に対する問題等、また子供たちに対する環境教育ということを考えると、そういう意見も大変重要かなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) きのうも一般質問の中でありましたけれども、もう各自のそのごみを減らすとか、家庭での節電、そういうものもだんだん当たり前になってまいりましたし、やはりいかに CO_2 を減らすか、削減するかということは、これは各個人もそうですけれども、町でもしっかりと そういうものも考えていかなくてはならないと思うのですね。ですから、先日公共の施設の場合は売電できないので、メリットがないというお話もあったかと思うのですけれども、そのメリットだけで はなくて、 CO_2 を減らすという観点で考えて、例えばですよ、社会体育館の上に少しパネルをつけて、そしてそこで使うシャワーですとか、そして電気、そういうものも補うという、そういうことが 今後は町としても環境に取り組むということ、しっかり取り組みということが必要かと思いますけれ ども、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 時間の範囲内で答えてください。

町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) しっかり考えていきます。

議長(宇津木治宣君) 備前島議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

7番(備前島久仁子君) そうですね、各自もそうですけれども、やはり町としてもその環境には やっぱりしっかり取り組んでいかなくてはならないと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいた します。

これで終わります。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。

午前10時休憩

午前10時14分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

子ども育成課、新井課長は、所用のため会議を途中で退席いたします。よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

2番(石内國雄君) 傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。議席番号2番石内國雄でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、町長の施政方針についてご質問いたします。施政方針の「経済対策による活力あるまちづく り」を掲げ、不況対策室を設置し、さまざまな対策を継続して取り組んでいくとあります。その中で 「町営住宅等の活用した住宅支援」があります。その支援の具体的な内容を問います。

現在、町営住宅は多くの待機者があると聞きますが、この住宅支援は町営住宅の増設等も含まれ、 待機者解消も図った住宅支援であるのかを伺います。

次に、東毛広域幹線道路周辺の整備・開発のビジョンを町長に問います。東毛広域幹線道路の開通が平成27年には高崎市から伊勢崎市へ通り抜け、平成23年には高崎・玉村スマートインターが完成する状況になっております。東毛広域幹線道路の開通は、玉村住民の関心も高く、また玉村町の発展・住民の生活環境に大きく影響していきます。この東毛広域幹線道路の周辺はどうなるのか、多くの町民の方々が注目しているところであります。東毛広域幹線道路の開通は町のさらなる発展の大チャンスであります。ただ、道が通り過ぎて便利になるだけではなく、このチャンスを町の行政に大いに利用していくべきと考えます。東毛幹線道路の周辺の整備・開発の具体的なビジョンを町長に問い

ます。

次に、農薬の空中散布における被害者への対策を問います。町長は「あんしん安全なまちづくり」を目指しております。町の安心安全から考えるに、農薬の空中散布は町民の皆様に「あんしん安全」ではなく、不安を与えているとも思われます。農薬の空中散布により、生活に不安を感じている住民の皆様の声が多く聞かれます。精神的な不安も大きく、また散布時期には外にも出られない、一時町の外に避難しているなど、住民への負担は大きくのしかかっております。これは、玉村町のイメージダウンになっているのではないでしょうか。生活環境の安心安全が脅かされているのではないでしょうか。毎回空中散布のたびに、生活に不安を抱えている方々の把握の現状やその方々への対策をどのようにとっておるのか、問います。

次に、女性と子供の健康を守るワクチンの町からの公的助成について問います。町長は施政方針で、「子どもからお年寄に温かい福祉のまちづくり」、安心して子供を育てるための施策を打ち出しております。女性の命を守るワクチンなどへの公的助成についてですが、子宮頸がんの発生防止に大きな効果のある子宮頸がんワクチンへの関心は全国でも高く、公費助成を表明する自治体が広がってきております。子宮頸がんは、年間約1万5,000人の方が発病し、約3,500人が亡くなると推定され、発病・死亡する女性の低年齢化も指摘されております。

一方では、検診と予防ワクチンの接種でほぼ100%防げるため、このワクチンは世界じゅうで広く使われ、日本でも12歳女子にそのワクチンを接種した場合、発生を73.1%減らせると試算されております。しかし、接種費用が1回1万円を超え、3回の接種が必要になることから、高額の負担を軽減するための公費助成が強く求められております。この女性の命を守る発病防止に大きな効果のある子宮頸がんワクチンの公費助成に対する町の考え方を問います。

また、子供、乳幼児の命を守るワクチンの公費助成についてです。細菌性髄膜炎、この病気は生後3カ月から5歳までに多く発病し、脳を包む髄膜に菌が取りつき、炎症を起こします。この細菌性髄膜炎は、5%の方が死亡、25%の方が後遺症を残すと言われております。この細菌性髄膜炎の原因は、インフルエンザ菌のb型、いわゆるヒブですが、それが6割、また2割が肺炎球菌を占めております。この原因のヒブ及び肺炎球菌へのワクチンが開発され、乳幼児の命を守れます。ヒブワクチンは4回の接種が必要、肺炎球菌の予防接種は1回で5年以上効果が継続する、それぞれこのワクチンの接種を受けるには1回7,000円から8,000円の費用がかかります。住民の方々の負担も大きく、その負担の軽減、またさらにこのワクチンの周知を図るべきと考えております。

乳幼児の命を守るための細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンへの公費助成 に対する町の考えを問います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、平成22年度施政方針についてでございます。不況対策への取り組みとして行っている町営住宅等を活用した住宅支援は、離職者、退去者に対する町営住宅一時使用の許可でございます。本来町営住宅に入居するには、入居資格要件を満たす必要がありますが、経済不況の下で、雇用先からの解雇等により現に入居している住居から退去を余儀なくされ、住居を喪失した求職中の人を対象として、一時的な住居として町営住宅の使用を許可しております。現在群馬県内では、県をはじめとして13市町村が実施している状況でございます。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。

午前10時26分休憩

-

午前10時29分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) お願いします。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) では、続けてでいいですね。

一時的な住居として町営住宅の使用を許可しております。現在群馬県内では、県をはじめとして 1 3 市町村が実施している状況でございます。一時使用の住宅としては、取り壊し予定であった福島 団地の 3 戸を修繕し利用しており、現在 1 戸に 1 名が入居しております。一時使用の期間は原則として 6 カ月を設定しておりますが、地域経済が引き続き深刻な状況であることから、入居者の実情に配慮し、 2 月に 2 回目の一時使用期間の延長を行い、現在 1 年 6 カ月の使用を許可しております。

町営住宅の待機者につきましては、現在100名程度となっておりますが、この希望の多くが建築年数の比較的新しい八幡第二団地と上茂木団地に集中している状況でございます。玉村町では、現在入居資格要件として玉村町に住民登録があることなどは求めておりませんが、他市町村では資格要件として当該市町村の住民であること等を求めているところもございますので、他市町村の状況等も調査し、玉村町にお住まいの方を優先でき、待機者解消を図れるような仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

続きまして、東毛広域幹線道路に関してでございます。東毛広域幹線道路につきましては、現在平成27年度の供用開始に向け、群馬県において鋭意事業を進めていただいております。石内議員ご指摘のとおりこの道路は、まちづくりの骨格となる重要な役割を持っており、完成後には周辺市町村とのアクセス性が向上することから、当町の産業振興・経済発展への期待が高まります。つきまして、東毛広域幹線道路へアクセスする道路の整備を推進し、既存の工業団地の拡張等を検討してまいりま

す。

しかしながら、東毛広域幹線道路の沿線は、良好な農用地域であることから、無秩序な開発を進めることは、現在の豊かな田園風景を損なうおそれがあることから、第5次総合計画や都市計画マスタープランの改定の中で、町全体のバランスのとれた土地利用の方針を定め、具体的な整備・開発のビジョンを検討していきたいと考えております。

続きまして、農薬の空中散布における被害者への対策についてお答えいたします。玉村町におきましては、平成8年度に町内全域を対象として、水稲の病害虫防除のための無人へりによる空中散布の実施を始めました。その目的は農業従事者の高齢化に伴う労働力の省力化と、薬剤費をはじめとした生産コストの軽減を図るためでございます。有人へりによる散布が農業地帯の混住化や環境問題に対する関心の高まりから年々減少し、これらを補完する手段として無人へりによる防除が行われております。

実際のところ全国的に無人へりによる散布面積は増加の一途をたどり、平成12年から平成21年までの10年間で2.6倍にふえております。しかし、群馬県では平成18年6月に全国に先駆けて、知事から実施主体に向け「有機リン系農薬の無人へりによる空中散布の自粛要請」がなされました。それにより、群馬県では散布面積が7分の1に減少しております。

玉村町におきましては、県の自粛要請より早く、平成17年度防除から有機リン系農薬を非有機リン系農薬に切りかえて防除を行っております。もちろん非有機リン系農薬への切りかえのみならず、散布地域の制限や散布回数を減らすなどの策を講じております。そのような状況下において、玉村町では農地の集約化を推進しております。農地の集約もしくは集積が進むと、大規模農家にとって無人へりによる空中散布は省力化の有効な手段となります。つまり、無人へりに対する期待は依然として大きいものがあり、散布を即中止するのはなかなか難しいと思われます。

散布に対する問い合わせ等が寄せられた場合は、散布の必要性や散布薬剤の一般的な安全性等を理解いただけるよう説明に努めております。しかしながら、実際に健康不安を抱えている方がいらっしゃるのも事実でございます。どのくらいの方がいるかという実数は把握しておりませんが、今のところそういった方々に対しましては、自己防衛をお願いしている状況であります。そのためには、事前周知が最も重要であります。玉村町防除協議会では、事業を実施する場合は散布計画資料を町内については毎戸配布、町外の方には個別送付をしております。また、町のホームページ掲載も行うなどの手段により、今後も周知を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、女性と子供の健康を守るワクチンの助成についてにお答えいたします。最初に、子宮頸がんワクチンについてお答えいたします。子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、我が国では20歳から30歳代の若い人に急増しております。町では、従来から子宮頸がんを早期に発見するために、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を実施しておりますが、検診の受診率がここ数年

15%前後と低迷をしております。子宮頸がんを予防するために、画期的な効果のあるワクチンが開発され、我が国でも昨年の12月から子宮頸がんワクチンの接種が受けられるようになりました。定期的な検診とあわせてワクチン接種を受けることにより、子宮頸がんは100%予防できると言われております。ワクチン接種は、3回の接種が必要となり、1回の接種に1万5,000円程度かかります。諸外国では、五、六年前から公費負担による接種が広がっており、我が国でも平成22年度から小学校6年生から中学3年生を対象に、全額補助をする自治体が何カ所か出てきております。群馬県内の状況を県の保健予防課に聞きましたところ、22年度からの補助を開始する自治体については、今のところ把握していないとのことでございました。ただ、先日上毛新聞にこのワクチンを助成するというあれが出ていましたね。

ちなみに玉村町では小学校6年生の女子生徒全員にワクチン接種の全額補助を行った場合は、約1,000万円程度かかります。今後、県や近隣市町村の状況を把握した上で、伊勢崎佐波医師会等関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えております。

次に、細菌性髄膜炎から子供たちを守るためのヒブワクチンについてお答えします。細菌性髄膜炎は、細菌が乳幼児の血液に侵入して髄膜に感染する病気で、年間約600人程度の乳幼児がかかり、そのうちの約5%の子供が死亡、2割の子供に難聴や四肢・言語障害などの後遺症が残ると言われております。

我が国では、平成20年12月から接種が開始されましたが、任意接種のため、費用は自己負担となります。ヒプワクチンは、乳幼児期に4回の接種が必要となり、これは1回当たり大体7,000円から8,000円程度かかると言われております。群馬県内では、昭和村で21年度からワクチンの接種費の2分の1を助成しており、さらに22年度から前橋市と高崎市で公費による補助を予定しております。

また、ことしの春ごろからワクチンの接種が予定されている小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ヒブワクチンと同時に接種することで、無菌性髄膜炎の予防に非常に効果があるとされていますので、今後ヒブワクチンの接種とあわせて検討してまいりたいと思います。

さらに、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンは、ほとんどの先進国では法律に定められた定期接種になっております。今後我が国においても、現在の任意接種から定期接種への導入を国や県に対して働きかけていきたいと考えております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 自席から引き続き質問させていただきます。

最初の質問のところでの経済対策の住宅支援のことなのですが、一時的な避難的な形とはまた別に 恒久的に待機者があるということ、それから町外に住んでいる方との関係はどうかというような形も ありましたが、いわゆる緊急的なという形になりますと、まず1つがこの不況のあおりでということがあります。また、収入とか絶ってという形で生活保護を受ける方も多くなってきております。玉村町では、聞くところによりますと、特に先着順という形でされていて、何か特別な事情があればそれはしんしゃくするのかもしれませんが、伊勢崎市とか他町村では、例えば緊急性の人のあるものとある程度その区分けをしてそこを、その区分けした段階で抽せんをして入居の均等化というのですか、またはその緊急性に関するものというのも図っているようですけれども、玉村町は今現在その待機の方がこの次に入れるという順番とかそのようなものについては、早い者順という形でしょうか。

議長(宇津木治宣君) 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 玉村町では、町営住宅をつくってからずっと順番制をとっておりました。ここ何年か担当課長がかわるたびに、この住宅の話が出てきております。私も平成15年まで3カ年担当していたときも、同じ順番制でということで、町営住宅でなく民間のアパート、その当時からも町内にも不動産屋さん等があり、アパートがあり、あいているという状態の中から、家賃的な制度で5万円の家賃であれば民間のアパートが1万円は大家さんに泣いてもらって、1万円は町が補助して、住む方は3万円ということで、そのような答弁は何回かしたことがあります。ただ、100人待っている方に100万円ずつ毎月出すということになると年間1,200万円、それは町の財政的にはどうなのだろうということになろうかと思います。

それともう一つ、順番制の中で私昨年の4月から担当して、100人というのを平成15年までも同じようなことを言ったなと思って、その間改善等はされていなかったのですけれども、県営住宅の場合、年に4回ほど抽せんがあります。ですから、その辺のところを取り入れたらどうだろうということを担当の者とも話をしております。ただ、待っている時間、八幡団地、八幡様の団地、あれが平成11年に完成しています。それから待つこと十何年の人もいるわけです。その方と、例えばきょう申し込みした方、抽せんをしたらきょう申し込んだ方が当たってしまったとなると、それはまた少し不都合かなというような考えあります。ですから、周知する期間、玉村町では町営住宅の申し込みを一たんは中止させてもらいますというその周知をして、なおかつ入居者の方にも理解をいただくのが大事なのですから、順番待ちの方ですね、には案内をして、抽せん会をする場合にはきょう申し込んだ方は1回、10年前から申し込んだ方は10回とまでは言いませんけれども、複数回のチャンスを与える、そのことで切りかえをしていけば適切な申し込みの団地ごとに待っているわけですから、その希望者ごとにしていけば、多少は改善されていくのかなと思っております。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) これからそのような形で抽せん会を取り入れていきたいという方向というふ

うにお伺いしました。

その中で、例えばきょう申し込んだという形の方の場合にも、本当にもう住むところがなくなってしまってという人もおられるかと思うのですね。その場合には、先ほどの緊急の支援のほうの関係とかというのがあるかと思うのですが、そういう方へのやっぱり区分けとかそういうのもしながら抽せんをするときに取り入れればよろしいかなというふうに考えますので、検討のほうよろしくお願いします。

続いて、東毛広幹道の開発のビジョンというところにちょっと移りますけれども、町の先ほどの質問にもありましたけれども、発展とかいろんなことを考えたときに、いわゆるその町長のお一人ということではないのですけれども、町のまちづくりのビジョンを先々にする必要があるのかなというふうに思います。たまたまことしこれから都市計画だとか第5次の総合計画とかというのがありますけれども、この東毛広幹道の関係はもう前から話はあって、なかなか現実化しなかったのが急に現実化したという形ですけれども、現実化するとかそういう段階のときに、もう町の様相が変わる、また町の人口の出入りとかそういうのを配慮して調整は必要かと思いますが、その段階で常に自分の、町長の頭の中のビジョンが塗りかわれたり、いろんな形で変化はすると思いますが、常にその絵にかいているようなものがあってしかるべきではないかなというふうに私は思っております。

その例えば町長がこういうようなビジョンがあったよ、あるよ、それを町の担当の人に話をしてどうかなというもののそういう下地があって初めてこれはどうか、これはどうかというような形で具体的なものが進んで、スピードもアップしますし、手の打ち方とかそういうものが早くなるのではないかなと思うのです。

今の町長のお答えですと、待っていてちょっと変わったからこれから考えべえというような感じで、 余りにも遅いということで非常に危惧しておりまして、具体的なものがあればというのでお聞きした かったのですが、もしあればお聞かせいただきたいのですが、町長の頭の中の話で結構です。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) ごもっともだと思っております。私も常々そういうことで、自分では絵を描きながら夢を描いているのですけれども、これは町の政策でございますので、簡単にその私の勝手なような絵というのはなかなか出られないというのが現実でございます。

幾つかあるのですけれども、その1つとすれば、スマートインターチェンジ周辺の集積ですね。具体的には、道の駅と物産館ということもありますし、もう一つは伊勢崎市の西部に大規模工業団地が造成される計画があります。そうしますと、この人たちの居場所が必要になるわけです。ですから、あそこに橋ができる。そして、東毛広幹道が開通するということによって、その人たちの住環境の整備をする玉村町がその役目かなと考えております。ということは、利根川の芝根方面ですね、旧芝根方面のところに住宅団地的な住環境の整ったそういう地域をつくるということも一つの方針かなと。

それは今まで皆さんに言われている人口減をどう食いとめるかということの一助にもなるかなと考えております。

そういうような形でそれらを今後のその総合計画の中に入れていきながら、全町的なその合意ですかね、住民の皆さんに周知をしていくという、そういう形になると思いますので、本当に先を先を読んでいくのが政治でございますけれども、現状のところはその広幹道に関してまちづくりがこれを中心に広がっていくということは十分認識をしているのですけれども、そんなに具体的に、ではあそこにあれをつくる、これをつくるという、そういう形の皆さんに発表するまでのあれはまだできていないというのが現実でございます。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひ具体的な形でしていただきたいと思います。

また、広幹道ができますと、ビジョンもありますけれども、いろんな問題も出てくるかと思います。 通学路の問題だとか信号だとかいろんなアクセスの問題だとかいろいろありますので、その辺のとこ ろもいろんなこれから起き得るものをピックアップして、細かく検討していただいて、すばらしいま ちづくりをお願いしたいと思います。

続きまして、農業の空中散布の被害者への対策ということで、今までの例えば農業のこの空中散布の質疑等もいろいろ何回か聞かせていただいたり、そうしている中で特に私感じたのは、農業者従事者の方の話、それからその無人へリコプターの協議会の話のことだけだったかなと思います。実際に玉村の町に住んでいて、その無人へリコプターが農薬をまいている近所に住んでいる人がいて、その方がアレルギー体質の場合、例えば農薬自体は薄くて人的なあれも普通だと、毒性が普通だということであっても、過敏な方にとっては非常に大問題であります。

それで、町長の今までの答弁の中で聞いていますと、外に出ないように我慢していただくというような、非常に私にとっては何を考えているのかというような思いの発言があったのですけれども、周知をしていて外に出ないように注意してもらえばいいのだよという考えは、非常に危険だと思います。そういう人たちの安全を図るのが町長の役割ではないかと逆に思っております。この無人の協議会のたしか責任者は、町長だと聞いておりますが、そうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) これ防除協議会というのがありまして、その防除協議会でその無人へりを保有しているわけでございます。その会長は私でございます。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) そうすると、議会での質疑の回答のやつが、私には町長としての立場での発

言ではなくて、協議会の会長としての発言というふうに聞こえたものですが、いわゆるその生活に現 実に不安を感じている人への声は、状況はわからないと。多少声は聞こえているけれども、状況はど うだかを把握していないという先ほどのお話でしたが、これから把握するお気持ちはありますか。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 防除協議会の会長としましては町長のほうが会長になっております。 また、その事務局としまして玉村町の農業公社のほうで事務局をやっております。その事務局の中で 事務局長ということで経済産業課長がなっておるというところでございますので、お答えさせていた だきます。

この石内議員がご指摘のとおり、有機リン系の農薬散布ではなくて非有機リンにかえたということではありますが、非有機リンでありましてもこの薬剤に対して過敏に反応するような方というのがいらっしゃるということは承知していることであります。なお、その中でも特に化学物質に非常に敏感に反応する方、化学物質過敏症という方だと思いましたが、そういう方がいらっしゃるということも我々としましては認識をしております。

その中で、そういう方々だと思うのですが、玉村町にそういう方で7名の方が、失礼しました、7名ではなくて8名です。8名の方が、恐らくそういう過敏な方だというふうに認識しておりますが、その方々は以前から農薬の散布につきましては気をつけてやってくださいという中で、散布するときにはぜひ直接連絡をいただきたいというようなことを伺っております。その方が8名おりまして、その方につきましては特に注意を払いまして通知文または電話連絡等も含めて周知をさせていただいているという状況でございます。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 8名の方がそういう方もおられて把握しているということですが、通知をして周知をしておれば、その方々気をつけるという形だと思いますけれども、それでも何かあったときに、やっぱり外に出ることもあるでしょうし、そのときに実際に過敏に反応して病気の誘因をする場合もあるかと思います。その場合の措置とか、町のほうでその方々への配慮とか、そういうものについてはございますでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 高井課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 配慮と申しますか、この過敏な方々は本当に通常の農薬以外の化学物質についてもかなり過敏に反応する方々ではないかなというふうにも思っております。そういうところで、恐らくこういう8名の方は農薬といいますか、その散布のときには、もう既にその散布日には当然家にはいらっしゃらないぐらいの方々だというふうに考えております。通常の場合でもそれぐ

らい、そういう過敏の子供を抱えていることで対応策をもうかなりとっている方々が8名だというふうに考えておりまして、今までこの8名の方が農薬散布で急にぐあいが悪くなったとか、そういうところまではいっていないというところを見ますと、恐らく違うところに避難をしているというふうにも考えております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 自己防衛を一生懸命されているのだと思うのです。その自己防衛を一生懸命されている方々に、配慮というのはある程度必要かなという形があります。思います。

それからもう一つ、いわゆる過敏な方というのは特別な方というふうに思う嫌いがありますが、例えば公害問題とかいろんな形が出てきたときに、まず発端はその過敏の方から始まるのですね。そういうものがちょっと出たときには、これは危険信号ということなのです。ですから、その少数だからということでほうっておきますと、大きく広がる可能性もあります。特に今の時代、小学生、中学生、乳幼児の方の従前の私たちが子供のころと違いまして、非常にいろんなものに反応する方々が、子供たちがふえております。そうすると、将来的なことを考えたときも、今多少なりとも反応する方がいるということであれば、そこを細かく訪問して調べて対応策を検討していかなければならないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 高井課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 恐らく乳幼児、学校に就学する前のお子さんにつきましては、親御さんのほうもかなり気をつけていると申しますか、自己防衛のほうをきちっとやっているということであります。また、小学校とか学校に入学されている方は、かなり今そういうアレルギーとか、そういう反応につきましては学校の先生方のほうにも相談されたり、その辺の健康上の留意点のほうは学校へも報告はしてあるというふうにも思いますので、その辺が個人情報にも係る面もありますけれども、もしその辺で対応ができるのであれば、その辺を教育委員会等も打ち合わせながらできるものについてはできる限りのことはしていきたいというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひ非常に不安がっている方が現実におられるということですので、対応をしていっていただきたいと思います。前の村田議員の質問にもありましたけれども、今この時代、ヘリコプターで農薬を散布しているというものを目に見えるということで、食の安全を疑ってしまうというのが非常に玉村町のイメージダウンかなというのは確かにあるかと思います。そういう面と今私のほうはその被害に遭った方への配慮という話ですけれども、そういう面からも考えていたらば、この無人ヘリコプターについては今後、今年度については予算も計上してありますけれども、今年度そ

れを縮小とかそういうものを考える必要があるのかなと思います。というのは、例えば散布の場所もこの東毛広幹道にかかっておりますね。その関係もありますし、それからお金の使い方といいますと、例えば村田議員のときの質問のところに、こんな感じのものがありました。例えば農家の作付しているのが600、五百幾つですかね、の中で農薬散布の方が155、人数にするともっと少ないでしょうと。ごく一部の方の農家の方の利益にだけなっているのではないかと。

ちょっと私私見ですけれども、では例えばその農薬のヘリコプターで空中散布を使わないで一生懸命手間をかけて努力している農家の方に対しては資金的な援助等もなく、ヘリコプターを使ってちょっと玉村町のイメージダウンにつながるかどうか別問題として、一部の方に補助を出している、これは不公平と。逆に両方に例えばお金を使うとか、無人がいいという話ではないですが、その公平なところとかそういう形で無人ヘリコプターのほうは空中散布を少なくして、違うお金の使い方をすれば、もっとその農業の振興も図れるのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 近年の環境問題等がいろいろあります。そういう中でこの無人へりについての存続、継続等については、現場の農家の皆さんの意見も聞かなくてはいけないし、我々とすれば町全体の環境問題ということも考えなくてはいけないので、これは毎年毎年その都度その都度議論をしながら今までやってきておりますので、今後についてもその辺を石内議員さんが言ったような形で十二分にその辺を検討しながら、今後の問題として検討していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひ前向きに、公平な面とか環境の面とか、それから町のイメージアップとか、そういうものの要素があるかと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いしたいと思います。 続きまして、ワクチンの関係でございますが、今健康増進事業ということで検診のことに力を町としては入れておると思います。その中で女性特有のところということで、特別にやっていると思いますが、これは子宮頸がんとかそういうものは入っておりますでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 現在子宮がん検診、それからまた別に女性特有のがん検診ということで事業を行っておりますけれども、この女性特有のがん検診というのは、子宮がん検診と乳がん検診でございます。がん検診の中には、子宮がん検診が女性特有のがん検診が入っております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

[2番 石内國雄君発言]

2番(石内國雄君) この子宮がん検診の中に、女性の今の子宮頸がんも入っておるということですね。

それで、ちょっと資料をいただきまして、これ見ますと、乳がん検診とかほかの検診については個別に受診する方と集団で検診する方がおられます。いわゆる無料クーポンというのですかね、無料クーポンというのが乳がんと子宮がんには出されていまして、乳がんについてはこの個別検診を受けている方のほうが集団検診を受けている方よりも受診率が高いと。全般的にはまだ標準までなかなかいっていませんけれども、個人クーポンのほうが高いというような数字が出ています。

子宮がんについては、逆になっておるのですけれども、通常考えますといわゆる自分の時間とか、 受診できるその時間とかそういうものを考えたときに、個別で受けられる機会のほうが受検率が上が るかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 松本課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 女性特有のがん検診については、すべて個別になっておりますけれども、無料クーポン券が出ております。これについては、子宮については5歳刻みで20歳、25歳、30歳、35歳、40歳まで無料クーポンが出ているのですけれども、無料クーポンが出ている割には受診率は低くなっております。その辺については個別検診ということで、恥ずかしいとか仕事の都合でとかということで、いろいろな要素があるのではないかというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) 非常に検診というのは大事だと思うのですね。この検診率アップのために、 いろんな方策で努力されていると思うのですが、さらなる努力をお願いしたいなと思います。

それで、この子宮頸がんについては、検診は行っているけれども、そのワクチンに対する公的助成はまだ今のところ町としては取り入れていないということなのですが、ぜひ先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、ワクチンと検診で100%予防できるというようなワクチンですので、これについても負担軽減と町からの強烈なアピールをしていただいて、女性の命またはそこから生まれてくる子供のことを考えて、これについてぜひ努力していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) ワクチンでこれ予防ができるということでございますので、これについては 国がするということ、国がするのを待つのではなくて、町独自で考えていかなければいけないかなと 考えておりますので、今後検討させていただきます。 議長(宇津木治宣君) 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番(石内國雄君) ぜひ検討していただいて、早期に結論を出していただいて、補正予算でも何でも結構ですから、私賛成いたしますので、出していただければと思います。

それで、この自治体のほうで非常に工夫されているところがありまして、例えばこの子宮頸がんのワクチンをこれ無料化するに当たって、例えばある町では中学校に上がるという形で、「おめでとう入学ワクチン」というような感じで、そのタイミングを図って支援しておるようですね。例えばそのヒブワクチンとか、今度乳幼児のほうの関係でいきますと、ちょうどその入園する前に、いわゆる集団で生活する前にやるのが一番有効かなというふうにも思われますので、その辺のところも工夫していただきたいと思うのですが、いろんな形のものを考えていただいて、ネーミングをつけながら町の住民の方にアピールをしていただいて、ぜひ子供と女性の命を守る政策を町のほうから先進的に打ち出していただければと思います。

先ほど高崎市、前橋市のほうに行きますと、1回2,000円とか1,000円とかという補助を 出すような、上毛新聞に載っておりましたですね。ぜひ玉村町も早期にそのような形でよろしくお願 いします。町長、一言お願いします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 少子化対策の一つにもなると思いますので、検討してまいりたいと思います。 議長(宇津木治宣君) 石内議員。

[2番 石内國雄君発言]

2番(石内國雄君) ぜひよろしくお願いいたします。 以上です。

議長(宇津木治宣君) 暫時休憩します。

午前11時9分休憩

午前11時14分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 次に、6番筑井あけみ議員の発言を許します。

[6番 筑井あけみ君登壇]

6番(筑井あけみ君) 議席番号6番の筑井あけみでございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

その前に、きのうは大きな雪が降ってきまして、きょうはここから見ますと赤城山も大変きれいな美しい姿を見せております。そして、玉村町におきましても、ここにいらっしゃる課長さんの多くの方が長年の行政に携わり、玉村町のために陰になりご尽力いただきました方たちが終了されるというようなところであります。しっかりと玉村町のかじ取りをしていきたいというような思いでございます。では、質問をさせていただきます。

通告のとおり、平成22年度の施政方針の中身を問う。平成22年度の主要施策の中身について継続事業と新規事業のまちづくり全体について伺います。健康とスポーツ、子供からお年寄に温かい福祉のまちづくり、経済対策での活力のまちづくり、安心と安全のまちづくり、そして町民が主役のまちづくり。

次に、任期折り返しを迎えました町長に、2年の総括と実績。そして、残り2年、公約をどう反映し対応していくのか。さらに、内外厳しい折、政権の交代もあり、国との関係等の忌憚のない政治姿勢をお伺いいたします。

2つ目の質問です。ふるさと納税制度の現況と今後の取り組みについて質問いたします。町長は新年のあいさつで、「ことしはふるさと納税制度に力を入れ、広く寄附金を募り、財源としていきたい」と述べました。積極的な取り組みと制度のPRの方法をどうお考えなのか、伺います。

大きな質問の3つ目にいきます。教育長にお尋ねいたします。全国学力テスト等、教育長の基本姿勢についてお伺いいたします。この学力テストにつきましては、12月議会で私も1度伺いましたが、新たに新教育長となられましたところで、お考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 6番筑井あけみ議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、平成22年度施政方針の中身を問うにお答えいたします。まず、主要施策の中の1番でございますけれども、健康とスポーツで町民の皆様が健康で暮らせるよう、今年度も新たに歯周病検診を実施することとしたほか、各種検診・保健指導などを継続的に実施をしてまいります。

スポーツにおきましても、町民1人1スポーツを目標に、グラウンドゴルフ場の整備、ウオーキング講習会の開催、各種スポーツ教室の開催、またお年寄りに筋力トレーニング指導などを実施し、町民の健康、体力の維持増進が図られることを目指します。

次に、子供からお年寄に温かい福祉では、新規事業として、先ほど申しましたファミリーサポートセンターの開設や、第3保育所では一時保育を開始し、お母さんやお父さんの仕事や子育ての支援を行ってまいります。

子ども手当につきましては、6月が最初の支払い月となりますので、準備を進めてまいります。 また、継続事業につきましては、福祉タクシー利用者助成事業で利用者の一部拡大をさせていただ き、外出の利便性の向上を図ります。

少子化対策として妊婦健診助成事業、こうのとり助成事業、福祉医療など、今後も後退することな く事業を進めてまいります。

障害者福祉作業所「のばら」「たんぽぽ」において、自立の訓練と就労支援を行うため、社会福祉 協議会に指定管理委託をしてまいります。

シルバー人材センターは、就業を通して高齢者の社会参加と働く場を提供できるように、町でも仕事の依頼をしていきたいと考えております。

次に、経済対策で活力については、今後も緊急雇用対策、サポート資金保証料補助や商工会によるプレミアムつき商品券など、不況への取り組みを継続してまいります。

農業支援の事業では、農業者の生産性の向上を図り、畜産環境確立事業では、循環農業の確立を行 うための各種機械を導入するために補助事業を進めてまいります。

次に、あんしんと安全では、新規事業として消費生活センターの開設により住民がトラブルなどに 巻き込まれないよう啓発を行うとともに、身近に相談できる場所を設置し、安心して生活ができるよ うにしたいと考えております。

次に、消防では消防署庁舎の会議室の増築を行い、町の防災の拠点とするとともに、第9分団には 最新鋭の水槽つき小型ポンプ車の配備を行います。防災行政無線整備事業では、移動系無線を整備し 非常時の情報伝達を速やかに行えるようにいたします。

継続事業では、あんしん安全パトロール、保育所・児童館での帰宅時の警備や小中学生の保護者を 対象に緊急連絡網システムなどにより、防犯対策を継続的に実施してまいります。

次に、町民が主役では、新規事業として協働推進センターを設置しボランティアの情報発信、収集、交換並びにお互いの連携を支援する総合窓口及び活動の拠点としていきたいと考えております。

次に、継続事業では、官民協働管理事業による管理する公園をふやしていきたいと考えております。 また、農地・水・環境保全向上対策事業では、地域住民が参加する活動なので、地域で今後も活動を 進めて生き生きとした地域づくりをしていただけると思っております。

続きまして、私の2年の総括ということで申し上げます。1月末で私の2期目の2年が経過いたしました。2期目の私の課題は、1期目で行った行財政改革を軌道に乗せることと、より一層町民満足度を上げることであります。

一昨年のリーマンショック以来、100年に1度の経済不況に見舞われたこの危機をいかに乗り越えるかでありました。そして、昨年から新型インフルエンザ対策であります。国を挙げての行財政支援により、自動車や電機メーカーは業績を回復しているものの、その多くは中国を中心とする輸出関連市場であり、地方の町村部での景気回復の動きは見られない状況であります。玉村町においても同様であります。

町としては、できる限り町民のニーズに沿った支援をしてまいりました。また、今後もこのように

町民のニーズに沿った支援を続けていく方針でございます。そして、少しでも町内企業や町民の皆様の生活向上に役に立てばと考えております。

インフルエンザ対策はこれからも当面続くものと予想されます。どんな状況の中でも町民の皆さんが混乱をすることなく対応できるような万全の対策を立てていかなければならないと考えております。 私の2年間の方針、これからの方針は、町民生活の安定が第一でございます。

続きまして、ふるさと納税制度の現況と今後の取り組みについてお答えいたします。本年の賀詞交歓のあいさつの中で、「ことしはふるさと寄附に力を入れていきたいので、皆さんのお知り合いで玉村町出身で成功されている人などがいれば教えていただきたい」とお願いを申し上げました。

この制度は、住民税納税者が、今までお世話になったふるさと、応援したい自治体などに簡単な方法で寄附ができる自治体を応援する制度でありますので、この教えをいただいた方々に私が積極的にふるさと寄附をPRして玉村町への寄附を募って、少しでも自主財源確保をしていきたいと考えております。

また、ことしの年頭のあいさつにおいて、町外在住職員に対しても呼びかけを行っております。現在のPRは玉村町ホームページのトップに掲載をしており、このホームページをごらんいただきますと、ふるさと寄附の制度について詳しく掲載しております。

次に、ふるさと寄附条例を施行したのが平成21年1月1日でした。それから約1年を経過したところでありますが、12月末までに3件で、金額にして104万円のふるさと寄附をいただきました。ふるさと寄附の申し込み時に次の5項目の事業の中からふるさとづくりに活用する事業を選んでいただいております。1つは子育て支援、2番目は教育、文化及びスポーツ活動の充実と支援、3番目があんしん安全のまちづくりに対する支援、4番目は健康増進または社会福祉に係る支援、5番目として産業振興に係る支援でございます。

昨年3件のうち2件は、4番目の健康増進または社会福祉に係る事業をご指定いただきましたので、 町民検診に充てさせていただきました。もう一件は、2番目の教育、文化及びスポーツ活動の充実に 係る事業と、4番目の健康増進または社会福祉に係る事業の2事業をご指定いただきましたので、ス ポーツ活動として社会体育館トレーニング室のコードレスバイクの購入費用に充当と、健康事業とし て町民検診に充てさせていただくため、今議会に補正予算として上程をさせていただいております。

メリットは、国が定めた制度であり、当初はマスコミ等でも取り上げられたため、制度については早く皆さんに広まったのではないかと考えております。また、寄附をする方は、寄附をする方法が簡単であり、気軽に寄附ができます。5,000円以上の寄附をした場合は、5,000円を超えた部分が住民税の税額控除などのメリットがあります。町にとってのメリットは、ふるさと寄附をいただけると、玉村町では先ほど申し上げました5項目にあった事業に一般財源として利用できるなどが町のメリットでございます。

また、デメリットについては、どれだけの人が玉村町に寄附をしていただけるか、玉村町にお住ま

いの人が玉村町以外にどれだけのふるさと寄附をされるかということだと思います。私は、最初の質問にお答えしたとおり、積極的にPRを行い、より多くの寄附がいただけるよう頑張っていきたいと考えております。

他の自治体では、寄附の金額により、地元野菜をプレゼント、観光地の入場券などをプレゼントの特典としてつけていますが、玉村町では以前から寄附取り扱い規程により、法人では1件100万円以上、個人につきましては10万円以上の寄附をしていただいた場合は、感謝状の贈呈を行っております。現時点では指定寄附などと差が出てしまうこともあり、これ以外にふるさと寄附独自の特典について今後検討していきたいと思っております。今のところそのふるさと寄附の特典が玉村町としては、できていないということでございますので、今後検討するということでご了承していただきたいと思います。

次に、教育長の基本姿勢についてでございます。これ教育長のほうからお答えさせていただきます。 議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 全国学力テストほか、教育長の基本姿勢ということについてご質問いただきました。

教育に関する基本的な考え方につきましては、きのうの齊藤議員さんのご質問にお答えさせていた だいたとおりでございます。なお、全国学力テスト等に関するご質問につきまして、順次お答え申し 上げます。

まず、全国学力・学習状況調査につきましてでございますが、抽出対象外となった場合は参加しないのかというご質問ですが、このことにつきましては、さきの議会で答弁させていただきましたとおり、玉村町としては抽出対象校のみで、ほかの学校が参加することは考えておりません。その理由を改めて申し上げますと、この全国学力・学習状況調査は、平成19年度から毎年これまで3回、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数・数学及び意識調査が実施されてきたわけでございます。

一方、玉村町教育委員会では、平成16年度から玉村町総合学力調査を実施しております。対象とする学年や教科につきましては、若干の見直しをしてきた経緯がございますが、現在は小学校1年生から4年生までは国語、算数と意識調査、それから5、6年生はそれに理科、社会を加えた4教科と意識調査、中学1、2年生はさらに英語を加えた5教科で実施しているところでございます。

町の調査では、全国的に標準化されたテストを用いまして、小 1 から中 2 までの全児童生徒を対象として実施していますので、一人一人について学習状況をとらえることができるものとなっていると考えております。また、各学校は、子供たちの学力とともに、生活習慣や学習習慣、並びに意識や心情の実態を把握し、それに基づいた授業改善につなげることができていると考えているところでございます。このような状況から、全国学力・学習状況調査の目的は、これまで町で実施してきた総合学

力調査で達成できるものと考えているところでございます。

また、ご指摘のとおり、平成19年度に第1回目の調査を実施した小学6年生が平成22年度に中学3年生になり、その変容をとらえるよい機会であるというご意見もございます。これにつきましても、同じ理由によりまして、町の総合学力調査でその目的は果たせているというふうに考えており、改めて別の調査で実施する必要はないだろうということでございます。

次に、希望利用について検討しないのかというご質問ですが、ただいま申し上げましたように、いるいる検討した結果、抽出対象外となった場合は、改めて希望して参加する必要はないというふうに考えているところでございます。

その次に、財源の理由もあり対応しないのかというご質問でございますが、町の子供たちに必要とあれば、当然教育委員会といたしましても必要な措置をとらせていただくのが基本でございます。また、全員平等に受けさせたい、比較の中で授業の改善も図れるというご指摘でございますが、これにつきましても先ほど申し上げました理由から、現在町で実施している総合学力調査によってその目的は果たせているというふうに考えているところでございます。

次に、教育の政治的中立についてのご質問でございますが、このことにつきましては教育基本法第 1 4 条第 2 項にあるとおり、こんなことがあります。「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、 又はこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない」というふうになっている ところであります。

それから、さらに公務員をはじめ教員は、全体の奉仕者であるということが基盤になっているわけであります。したがいまして、教員の政治的行為は制限されると、学校の政治的中立性が確保されなければならないということになりますし、公教育に携わる者として教育の政治的中立を守るのは当然のことと認識しているところでございます。

最後になりますが、教育は初めから2番以下でいいのかと、これについての考えをというご質問でございます。技術開発と子供の教育とはちょっと質が異なりますので、この議論をそのまま教育に置きかえて考えることは難しいと思います。ただ、ご指摘のとおり、教育に携わる者として「夢」は常に大切に持ち続けたいと考えております。子供を育てる保護者の皆さんにも、それを支え見守る地域住民の方たちにも、そして教職員にも、教育すなわち人づくりに対するだれにも負けないくらい大きな夢を抱き、その実現を目指して邁進していただきたいと考えているところでございます。1番だ、2番だということではなくて、玉村町の子供たちにとって最もふさわしい教育を実現させることが、私たちの責務であるというふうに考えているところでございます。そして、将来、いつでも、だれもが、どこにいても、玉村町で育ってよかったと自信と誇りを持って生きていくことを願っているものであります。

以上でございます。

議長(宇津木治宣君) 6番筑井あけみ議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 2回目からの質問は自席でいたします。

まず最初に、1問目から順次まいります。健康とスポーツについてお伺いいたします。大変町長の毎年の方針の中で、この項目的な、雑駁でありますが、その施政方針の中に出てまいります。この健康とスポーツについて、1つ大きなイベントをしたらいかがかなということをご提案したいと思います。

近年、最近大変ブームになっておりますジョギングとかマラソンとかございます。県内におきましては県民のマラソン、それから前橋シティーマラソン、伊勢崎市のまたマラソン大会、また隣、埼玉県におきましては上里町、ここの町長さんも関根孝道町長さんといいまして、我が町長と同じ名前なのですよ。ここはもう19回のマラソン大会をいたしまして、地形的にも田園を利用した田んぼの中を走ったりする、大変もう全国的に評価をされているような大会でございます。

この大会へ行ってみますと、町民全体が主催者になっているのですよね。ですから、生活改善とかの方たちが温かい汁物をつくって配付してくれたり、それから防災の人たちがそのコースの点検なり見守ってくれたり、携わっているスタッフが本当に町民全体なのですね。このような大きなイベントというものを、最初から大きくなくても開いていけるのではないか、そのような立地条件は玉村町もこの上里町に負けず劣らずいいものを持っております。町長はスポーツ好きでも通っております。こういった思い切った計画というものを今年度1つ企画したらいかがかと思って、私は提案いたしますが、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 上里町のマラソン大会、私も聞いております。玉村町においても町を挙げてということですけれども、その元旦マラソンなどをして、これは参加者はほとんど子供たちですけれども、やっておりますし、私は今その一大イベントの中で、このたまむら歌留多を使ったその町を挙げてのイベントですね、たまむら歌留多の中にある町の名所旧跡を回るような、これはマラソン大会になるかジョギング、ウオーキング大会になるかわかりませんけれども、そんなような形で町を挙げてその子供の参加と一般の人の参加ということで、一緒にするか分けるかわかりませんけれども、そんなような形でこのスポーツを楽しむということで、秋の大運動会もありますけれども、それとは別に町を挙げてのこのようなイベントはいかがかなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 筑井あけみ議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) お考えがあるのでしたら、具体的に取り組んでいくというところまでいかないと、実現できないと思うのです。町長はいろいろな希望や夢、それからいろいろな考えを幅広くこの答弁の中でも答えております。それを実現、実行するというのもまた町長の役目ではないかと思

いますので、その辺を今年度どんなふうにしていくのか、もう一度答弁をお願いいたします。 議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 大変たまむら歌留多は商工会の青年部の皆さんが中心になりまして、先日も申し上げましたけれども、県立女子大と産、学、民ですかね、が共同でこのかるたをつくり上げてくれました。子供たちにとっても非常にすばらしいかるただということで評価を受けております。これを生かしていくイベントとして、そのスポーツイベントとつなげて私は町民の皆さんに浸透させるためにも、このイベントを考えているわけでございまして、まだ日取りだとかやり方とかというのは、この場で具体的に述べるまでいっていませんけれども、町民体育祭が秋にありますから、秋はスポーツのシーズンでございますので、ことしの秋ぐらいにそんなような形にできればなと考えて、これから担当課、そのほか町のいろんな団体に呼びかけていく予定でございます。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) それにつけまして、また1つ私ご提案いたします。

田園緑豊かな玉村町、そして354の日光例幣使街道が通っております。そこには玉村八幡宮もあり、町並みもあり、赤れんがの倉庫もあり、一生懸命地域おこしをしている団体もあります。この354を見ますと、皆さん、町長もお気づきだと思うのですが、大変平らなのですよね、この354。この平らな町並み、昔からここに先人の方が住みまして、地域、町おこしをした。そういうような姿があるところをもう少しよく掘り下げて、いいものを残していくというところも、今の町長の中にご提案をしたいと思います。

そのようなことで、またこのたまむら歌留多をつくった思いもあると思うのですが、健康とスポーツ、そして福祉のまちづくり、このような354をどうおこしていくかということも提案し、今年度前半には大きな動きがあるような、具体策があるようなことで提案申し上げますが、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) いろんな方のそのような、今筑井議員さんが言われたような意見を参考にしながら、具体策を練って実行に移すように努力をしていきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) もう一つお尋ねいたしますが、あんしんと安全についてです。玉村町、これは全国的にどこの市町村においても合い言葉のようになっておりますが、玉村町の独自の施策という中で考えますと、このあんしんと安全について事業をしておりますものを見ますと、セーフティーコミュニティーというような言葉が当てはまるのではないかと思います。このセーフティーコミュニ

ティーというのは、スウェーデンの小さなところで取り組みをし、それが地域で自然にでき、またそれが生活の中に伝わってきたというようなことで知られてきております。

これは、事故やけが、偶然の出来事でなく、予防できるということ。そして、その理念、それから 行政の地域住民、多くの主体の協働によってすべての人たちが安心で安全に暮らせることができるま ちづくりということで、大変知られてきております。そのようなところから、観点から考えますと、 玉村町で取り組んでおります筋力トレーニング教室とまた健康づくり体操、それから子ども110番 の家、地域安全見守り隊、それから地域の災害を守る自主防災組織活動など、まさにセーフティーコ ミュニティーにつながるのではないかと私は感じております。

町長は、この辺のご理解をいただいて施政方針をお考えいただいたのではないかと思いますが、この取り組みをさらに大きく広げるために、もう一歩進んだような主導、リーダーをとっていただきたいと思いますが、セーフティーコミュニティーについてどうお考えでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 今ずっと議員さんの質問の中で人口減少をどう食いとめるかと、人口をどう ふやすかということも大変意見が出ました。今生活する上で自分が住みたいところというのは、まず は安全であるということが第一条件だそうです。ですから、犯罪の多い町は今後人口はますます減少 していくと予想されております。

そういう中で今筑井議員が言われたように、セーフティーコミュニティーのまちづくり、安心で暮らせるまちづくり、これはあくまでも予防でございます。予防でございまして、これが一番大事ですね。警察力を大きくして犯人を捕まえるということも大事ですけれども、その前に予防すると、犯罪を犯されないようにするということが町の力でございますので、それについてはスウェーデンのその町を見習うまでもなく、この玉村町が大変その安全に力を入れている。私ごとではないですけれども、私も先日渋川市の人から、警察の関係で「防犯の町長」というようなことを言われたのですけれども、それは大変うれしかったですね。防犯に力を入れているということで、「何か町長は、防犯の町長と言われているのですって」というようなこと話をされたのですけれども、そんなような形でこの安心の町をつくるということは、これから一つのまちづくりのキーワードになると思っております。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) このまちづくりに対してもう一つ私は思うことがございますが、町じゅうのごみの対策についてです。ごみのないきれいな清潔なまちづくり、このような町にしていったらば、住むのにもとても気持ちがよく、安心で安全であって、そして環境にも恵まれたいいまちづくりというようなところで、その立地条件を生かせているのではないかというふうに思っております。恵まれた川と緑、そして田園地帯を持っておりますこの玉村町が日本一きれいな町になる、このような大胆

でありますが、思いですね、そういうようなリーダーシップを私は町長にとっていただきたいと思います。4万弱の小さな町でありますが、合併が終わったこの国におきましては、この小さな町であり、注目を浴びるところではないかと思います。そこのリーダーであります町長には、このような具体的なリーダーとなるような施策をとっていただきたいと思います。町長にそのようなお考えがあるか、もう一度お聞きいたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) けさほど備前島議員さんから強烈なアピールがないという指摘を受けましたけれども、この強烈なアピールも大変必要だと思いますし、私の町長としての考え方というのは、そのときも申し上げましたけれども、住民の生活が一歩一歩向上していく、前進していくというのが、基本的な姿勢であるということでございます。町をきれいにする、安心安全な町にするということは、もうこれは町長の使命だと考えておりますし、今後も大変玉村町の皆さんはそれについて各地域、区長さんを中心にした各地域が非常にまとまっておりますし、また各団体も非常に協力的でございます。その中で協働センターをつくり、そのボランティア団体を中心とした各団体の地域活動を総合的に情報発信の基地として協働センターを活用していくというのもその一つでございますし、これにはまず町じゅうを挙げて一人一人の町民の皆さんの意識の向上が一番大事でございます。その先頭に立ってその意識の向上をさせるのが町長の役目かなと考えております。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 町長の公約とそれから2年間を振り返っての質問に入ります。

先ほど答弁で町民満足度をどう町長がとられていくのかというところでお聞きいたしますが、町長 は満足度をどうとらえておりますか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) はっきり言いまして、ここに長年住んでいると、その人たちの地域に対する満足度というのは余り上がってこないのが現実ではないかなと思っております。ただ、周りから見ますと、非常にこの玉村町に対する評価は高い評価をしております。それは、地域的なもの、風土、文化、歴史というものがあるのではないかなと思っております。そういう中で私はこの満足度、住民の満足度については、不満はないけれども、満足はしていないよというのが、大体玉村町の大方の町民の皆さんの考え方かなと思っております。もう少し外からの見方というのか、意見というのをもっと前面に出していくと、玉村町というのは非常にすばらしい場所であり、すばらしい人たちが住んでいるという、そういう町ではないかなと私も感じております。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 国においては政権がかわり、民主党政権となり、半年がたっております。 我が町長におきましても、そういった今大変混乱をしている国の政治、そういう中にも町長としてやっぱりかかわっていかなくてはいけない。そういうときにしっかりと見きわめをしていただき、玉村町の間違ったかじ取りをしないような姿勢をとっていただきたいと思いますので、その辺の決断はいかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 人間一人の力というのは、大したことはありません。やっぱりそれを取り巻いているいろんな人たちの総合的な力で町政をやっていかなくてはいけないということでございます。ただ、私は町長という立場でございますから、その皆さん方の意見をまとめる、まとめて責任者として前へ進んでいくというのが私の立場でございます。ぜひ議員の皆さん、そして町民の皆さんからいろんな意見を聞きながら間違いのない方向づけをしていく覚悟でございますけれども、その辺で私の考え方に対していろいろ議員の皆さん方も強く叱咤激励をしていただいて、貫井町政が間違いのない方向に進むように、この場をかりまして皆さん方にお願いとご協力のお願いをして、これからも私もそれに沿ったような形で先ほど申しました町民生活の安定を第一に考えて町政を執行していく予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) では、次の質問に移ります。

ふるさと納税制度の現況と今後の取り組みについてに移ります。ふるさと納税につきましては、当町のインターネットで調べますと、確かにご案内等載っております。そして、その中には納税の方法、またそれが選択できるような案内も出ております。このときに、今の現在では4件の納税があったとお聞きいたしましたが、この使途の指定をしてきた事業において一般財源にこの寄附を使わせていただきましたということは、そのしていただきました納税をしていただいた方にもやはりそのアフターとしての報告なり何らかの発信は町からしておりますか。

議長(宇津木治宣君) 小林総務課長。

[総務課長 小林秀行君発言]

総務課長(小林秀行君) ふるさと寄附を申し込んだ段階で、5つの分類があるのですが、それに 充当してくださいと、そういうお願いがありますので、それに基づいて町はそれを利用させていただ くと。そして、お礼状は差し上げております。

議長(宇津木治宣君) 筑井あけみ議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) そのとおりに使わせていただきますというような礼状を送っているということですよね。私この寄附制度、町長は積極的に取り入れて、ことしは財源の一部として頑張るというようなことを従来言っておりますが、この納税というのは1回限りでなく、やはりリピーターとして町に対して寄附をしていただく方をふやさないと、財源にもつながらないと思います。その辺のお考えだと思うのですよね。1回していただいて、わあというのではなく、これはそういうような積み重ねであり、そういった発信の交換が必要ではないかと思います。その辺の丁寧な対応というものをお考えいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 一番町としてメリットがあるのは、継続的にこれをしていただくということが一番メリットがあるわけでございます。ただ、今のふるさと寄附の方式でいきますと、一回一回ということでございますので、1回寄附をしていただいた方に対しては、続いてということをお願いをするということで、翌年にまたしてくれるかというのはまだわからないというのが現状でございます。町内のある企業におきましては、もう毎年定期的にこの寄附をしていただいている企業もあります。本当はそういう形で個人であっても継続的に寄附をしていただければということで、この寄附をしていただくときに、納税をしていただくときに、常にそれは継続的にお願いしたいということでお願いをしていく予定でございます。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 寄附をいただいた方に、その次の思いを、余韻を残していくのには、ああ、私は玉村町にふるさと納税をしてよかった、次も機会があったらしてやりたい、今度違うところでの、例えばこの5項目の選択の中で違う分野での寄附をしていきたい、そういうようなところの思いを持っていただきたいような寄附をしないと、集まらないのではないかというところで、今お尋ねしました。

町長は、そういった情報をいただきましたらば、納税をするという方がいきましたら、私が出向いていってしっかりとお願いをしたいというふうなことを答えましたが、そういうような情報なりお願いがなければ行かないというのでは、積極的なこの事業に向かっての取り組みとは思われませんが、その辺のお考えをもう一度お聞かせください。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 寄附者には今までもお礼に伺っております。今後もこれからお願いに上がる 先はありますけれども、その中で私の頭の中にあるのは限度がありますので、いろんな皆さん方のほ うから情報があれば、それに向かって私のほうで積極的に動いていくというのでお願いをしたわけで ございます。金額のいかんを問わず、私が出向いてお礼をし、お願いをするということは、今後ももっと積極的にやっていく予定でございます。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 今後積極的な取り組みと制度のPR方法を町長に期待をいたします。

もう一つ質問いたします。では、逆に玉村町から地域外に寄附された方は何人ぐらいいらっしゃるのか。また、そういうのは金額的にはどのくらいになっているのか。わかりましたら、今の現状でお聞きしたいと思いますが。

議長(宇津木治宣君) 阿佐美税務課長。

〔 税務課長 阿佐美恒治君発言〕

税務課長(阿佐美恒治君) 玉村町にお住まいの方が他の自治体に寄附をされたとの関係でありますけれども、ふるさと納税として寄附をされた方は、たしか2名で、失礼しました。20年分としては2名で、10万円でありました。ただ、これに似たようなものが幾つかございます。共同募金に寄附をした方、日本赤十字に寄附をされた方、条例で定めるものに寄附をされた方、そういったことを総計いたしますと12名で、32万2,000円でありました。あくまでもふるさと納税という名で寄附をされた方は2名で10万円だったと。

また、2 1年分としましては、現在申告をしています。これがまとまりませんと、数字が出ません。 ただし、現在のところ玉村町役場で確定申告をされた方の中では、今のところいらっしゃらないとい うことでありますので、税を担当する者としては大変ありがたい結果だと思っております。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 確かにそうですね。ふるさと納税は玉村町に寄附をしていただく方もいらっしゃいますが、玉村町からよその地区に寄附をしていく方もいるということ、ここのところの関係があります。ですので、町長の積極的な取り組みを期待いたします。

では、次の3の質問に移ります。ただいま教育長、新井教育長におかれましては、12月から玉村町の教育長とし、教育部門のトップとして地域に根差したこの環境をかつ生かし、子供たちの教育、また生涯学習にしっかりとした指針を持ち、リーダーとしてこれから玉村町を担っていただきたいというところで教育長の姿勢をお聞きいたしました。

私も12月議会におきまして、この学力テストについて前教育長にもお聞きし、大変失礼だと思いましたが、新井教育長にも教育長のお考えを聞かせていただきました。細々と私のほうでこれは大変今混迷している国の政策、政権の中で、本当にこんな言葉というのが大変暴言なり失言が出てきております。そういう中でこの教育長のしっかりとした信念というものが理解できたように思います。さらに、これから玉村町のためにこの教育をしっかり新井教育長をリーダーとして進めていっていただ

きたいと思います。夢と願いのある子供、そしてその生涯学習、それに町民私たちもしっかりと応援をしていきたいというふうに思いますので、教育長の本当にもう一度しっかりとしたそのところの骨子をお伝えいただければ、きのう齊藤議員のところで説明をいただきましたが、もう一度簡単でありますが、聞かせていただければと思います。お願いします。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 答弁書がないので、大変難しいのですが、やっぱり教育は長いスパンで考えるということが、まず基本になくてはいけないのではないかと。ですから、生まれてから死ぬまで、これが生涯学習の大きな流れであると、それが今回の教育基本法の第3条の中に生涯学習の理念が入れられたという、こういう基本的な部分がございます。

では、その学校教育はそういう中でどういう役割を果たしていくかというと、やはり将来いずれは大きく分ければ目的は人が人として自立、そして共生していく力を備えてよりよく生きるということが最終の目標だと思います。そういう中で学校教育においては、きのうも申し上げましたように、その自立の基礎、すなわち基礎的、基本的な力を身につける確かな学力と、言いかえれば確かな学力を身につけ、心も豊かになって、そしてたくましい体で自分なりの困難をはねのけて生きていこうとする、そういう子供たちをつくっていく。その基盤ができたときに初めてその次につながっていくのが、自らの課題に自ら学ぶという、これは学校教育と生涯学習の、あるいは社会教育の一番の違いは、そういう力を基礎となる力をつくるために共生しなくては、教えなければならない部分があるというのが学校教育。ただ全部教えるわけではございませんが、自ら学び取らせるということももちろんあります。そこが学校教育でありまして、生涯学習という社会教育の分野においては、これはあくまでもそれらの力をつけた大人あるいは学校を卒業した人が、それぞれに応じて自分の主体的な考えに基づいて学ぶというのが、そこの違いが一番大きいのではないかと。そういう意味で学校教育を、特に幼児からの教育を家庭とともに一緒になってやっていかなければならないというのが基本的な考え方でございます。きのうとは表現がちょっと違いますが、よろしくお願いします。

議長(宇津木治宣君) 筑井議員。

[6番 筑井あけみ君発言]

6番(筑井あけみ君) 時間も残りわずかになりました。もう一言私のほうからは、大変国の大きな流れのうねりが出て、本当に困惑し、わからないような政治をしているのが国であります。そういう中で地方自治であり、地域主権を言っている中で、玉村町はどんなふうに町民のサービスを落とさずにいくのかというところのトップであります町長とそして教育長には、しっかりとした信念を持ったリーダーとなり、かじ取りをしていただきたいと思います。

また、大きな4月にはかわりとして大変半分以上の課長さん、また今回は大変大きい職員の方たちの退職もあるとのお話でございます。これは長年本当に玉村町のためにご苦労いただきました方たち

を送り、また町長としてまた行政の皆様がどんなふうに玉村町の行政をつくっていくか、積み上げていくかというところにも大変力が必要ではないか、エネルギーが必要ではないかと思いますので、その辺のリーダーもしっかりと町長にとっていただき、22年度のスタートができますことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたしますが、町長一言で結構ですので、お願いいたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 皆さんのご期待に沿うよう頑張ります。

以上です。

6番(筑井あけみ君) 終わりにします。

議長(宇津木治宣君) 休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 次に、3番原幹雄議員の発言を許します。

[3番 原 幹雄君登壇]

3番(原 幹雄君) 3番原幹雄でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。また、傍聴の皆様には、まだ足元の悪い中、大変ありがとうございます。それでは、一般質問を始めます。

一般質問の質問者の皆様は、なかなかおつなと申しますか、まくらをやっておりますが、なかなか そういった能力もございませんので、入ります。

まず最初でございますが、町長の平成22年度の施政方針についてから1点お伺いいたします。施政方針の中で、「平成22年度は、第5次総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画の策定年度となり、今後の玉村町の方向を定める大切な年度となります」と言っておりますが、この各計画策定に当たり、共通する玉村町の方向性をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、2点目ですが、「町内事業者の事業拡張用地の確保を図れ」という題でございますが、町内事業者は住宅地や農地に囲まれた場所で事業を行っている場合が多々あるかと思います。したがって、工場を拡張したくても現在地では建設地の拡張許可等がとれず、事業の拡張を我慢している事業者がおります。このような事業者の要望にどのように対応しているのか。町内で生まれ、育ってきた事業者に町内で事業を継続していける環境を整えてやることは、町として非常に大切なことと考えますが、どうかということでございます。

3番目ですが、不在地主対策を進めよということでございます。相続等により東京都など自身では 日常的な管理を行うことができない地域に居住する個人が所有する土地が、当町でもふえてきている のではないか。雑草やごみなど環境面からも対策が必要と考えるが、どのように対応しているか。ま た、当町の周辺市以外に、要するに日常的な管理が困難と思われる地域に居住する個人が所有する土 地は町内にどのくらいあるのか、まずお聞きします。

以上で第1回目の質問を終了いたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 3番原幹雄議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成22年度施政方針についてでございます。各計画策定に当たり、共通する玉村町の方向性についてお答えいたします。玉村町では、現在の第4次総合計画によりまちづくりを進めてきました。その中で「乗合タクシーたまりん」の運行や窓口時間の延長、北部公園の整備、自治基本条例の施行、この他多くを実現してまいりました。この間平成の大合併が行われ、また景気の変動などかつてないほど社会情勢が変化しております。

議員の皆さんからこうした変化についての対応についてご質問をいただきましたのは、皆様が現状から将来を心配してのこと。何とかしてよい玉村町をつくっていきたい、こうしたあらわれと受け止め、大変ありがたく思っております。

各計画の策定では整合性を図りながら次のように考えます。住民参画としましては、各計画の策定には住民の意見や提案を反映するための意見交換会やパブリックコメントの実施と審議会など委員の公募を行います。

将来都市像を見据えた計画としまして、当町が自律した町政を行えるような長期的な視点に立った将来都市像を考えます。

社会状況の変化に備えた計画としましては、少子化・高齢化対策、地球温暖化対策の強化、地域主権への移行など社会の状況の変化を踏まえ、時代の転換期に対応できる計画としたいと思います。

実現性の高い計画としまして、財政状況の厳しい中、財政計画を長期的視点で推計し、実現性の高い策定を図ります。

最後に、わかりやすい計画としまして、住民の皆さんにわかりやすい計画になるよう心がけた計画 としたいと思っております。

こうした点を基本に総合計画を最上位と位置づけながら整合性を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

続きまして、町内事業者の事業拡張用地の確保を図れについてお答えいたします。当町では、平成 3年に都市計画法に基づいた市街化区域及び市街化調整区域の決定、いわゆる都市計画の線引きが行 われました。原議員さんのご質問の趣旨は、線引き前から市街化調整区域内で事業を行っている事業 主の方々が、事業の拡大等を目的として周辺の農用地に事業用地を拡張したい場合、町ではどのよう な対応をしているかということの質問だと思います。

ご案内のとおり、市街化調整区域内の農用地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律や 農地法により、農用地以外に使用する場合は厳しい規制がかかっておりますが、特別な理由がある場 合に限り、農用地以外に使用することができる規定がございます。これらが農業振興地域の整備に関 する法律の農用地の除外、及び農地法の農用地の転用であります。

原議員さんの質問にあるような工場の拡張等に伴う事例が特別な場合による農用地の除外や農用地の転用に当てはまることでありますので、当町としましても法令に基づき、審議会及び農業委員会において審議を行い、県知事または農林水産大臣の許可をいただき、最終的には農業委員会が農用地の転用を許可をしているところでございます。

次に、不在地主対策についての質問にお答えいたします。不在地主の所有する土地の管理については、基本的には本来地主が管理すべきものと認識をしております。しかし、質問者のご指摘のとおり、 諸事情により不在地主の場合、適正な管理ができていない状況であります。

町としては、住民等から適正な管理がなされていないとのご連絡を受けた時点で、現地を確認いたします。その結果、玉村町空地に係る雑草除去に関する条例に抵触する宅地と判断した場合、土地所有者の所在を調査し、当該地の状況を知っていただくため、現地の状況写真を添付し文書を送付して、適正な管理を行うように指導を行っております。

ここで、平成21年度の1月までの実績を紹介いたしますが、通知件数が30件、1度の通知で除去された件数は24件であります。おおむね1度の通知で除去されている状況であると思います。しかしながら、1回の通知で雑草除去されていない土地もあり、そのような土地は再度通知を発送し、粘り強く指導を行っております。今後も従来どおりこのような事例に対しては、迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、農地に関しましては、相続等により農家でない個人が所有することができますので、遠方の方が所有する農地、いわゆる不在地主が増加していることは事実でございます。そういった農地につきましては、遊休農地や耕作放棄地となっているケースも多々あり、住民や隣接耕作者等から多くの苦情も寄せられてきております。これらの対応といたしましては、速やかに草刈り・除草等を行い、農地の適正管理をしていただくよう通知を出し、指導やお願いをしているところであります。

なお、今回の農地法の一部改正に伴い農地を相続した場合には、農業委員会への届け出が必要となりますので、これからは所有権移転の把握が早い段階でできるようになりますので、早期に手を打つことが可能になってきたところであります。

今後の耕作放棄地の対策につきましては、相続した方が地元を離れていて自分で耕作や手入れができない等の場合には、農地の管理についての相談や借り手を探すなど農地の適正管理について農業委員会を中心として指導を強化してまいりたいと考えております。不耕作地ゼロを目指してやっていき

たいと思っております。

なお、周辺市以外に居住する個人が所有する土地がどの程度あるかという質問でございますが、農地に限りでありますが、玉村町以外に居住する方が所有する農地面積は約109平米でございます。 平米ではないや、ヘクタールか、ヘクタールでございます。109ヘクタールですね。そのうち群馬県居住者が所有している農地面積につきましては、田が約71ヘクタール、畑が約18ヘクタールでございます。群馬県外居住者が所有している農地面積につきましては、田が13ヘクタール、畑が7ヘクタールとなっている状況であります。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 3番原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) 以降は自席より行わせていただきます。

まず、最初の平成22年度の施政方針についての件でございますが、3つ、4つですか、の方向でなされるということでございますが、私実は最近よく玉村町の特徴は何だというふうな話の中で、計画の中でその特徴をどう伸ばしていったらいいかというふうな方向性がいいのかと思うのですけれども、そういった中で考えるときに、わからないときはやはり原点に返れということで考えました。それで町がやるべきその本来というのですかね、これだけはやらなくてはならない仕事というのは一体何だろうというふうに思いまして、それでまずそこが基本であろうというふうに考えました。そうしますと、やはり昔から地域なり何なりでみんなで行われていることをやっていくのが、まずそれが自治体というか、町の仕事の基本になるのではないかということで、そうしますと足らないかもしれませんが、1つは昔からやっているのは何だろうって思いましたら、道普請だとか、あとは堀さらいだとかという、まずそういった土木工事というのですかね、みんなで協力をしてやらなければできないような仕事がまず1つであろうと。

それともう一つは、よく自警団というのがございましたが、やはりみんなで地域を守るのだということでやるのが、もう一つなのではないか。昔はよく夜回りをしたり、木戸番がいたりというふうな、それを皆さんが費用を出し合ってそういったことをしていたのだというふうに考えました。そうしますと、今警察は県のほうでやっていますが、町のほうでやるべきものとすれば、やはり消防だとかそういったところが基本になるのかなというふうに考えました。

それと、これは明治以降の話だと思いますが、教育というのが町に課せられた仕事であろうという ふうに思います。したがって、この3点が多分一番基準になる町の仕事なのではないかというふうに 思いました。

そうしますと、これから財政が厳しい中ということがございますが、この3点がまず基本になるのだろうと。そして、住環境をまず整備するというのが必要なのではないかというふうに思います。それで、そのほかにこれは多分その後というのですかね、それであとはもう一つは、相互扶助というの

がその生活の基本としてあったと。今もそれは本来続いていくべきものなのだろうなというふうに思います。ただ、その辺がかなりいろんなケースが出て、いわゆる昔の相互扶助だけでは賄い切れなくなった中で、一義的には多分国だと思いますが、国のほうでそういった制度を全国に一律的に持ってきたのではないかというふうに思います。

したがいまして、やはりこういった計画を立てるときに、この3点なり4点といいますか、いったことを私は基本的に考えて計画をすべきではないかというふうに最近は考えております。こういった考えについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 大変参考になるお答えをいただきましてありがとうございます。やはり私もそう思っています。特に生活の中で一番大事なのは、先ほど相互扶助と言いましたけれども、お互いが協力し合うということでございます。これに沿って今までも行政を進めてきたわけでございますけれども、この新しい総合計画を立てる中では、特にその辺を重要視していく必要があるかなと思っております。

この町が平成の15年ごろをピークとしまして非常に犯罪がふえました。その犯罪を減らす、ふえた要因を考えますと、1つは隣同士の無関心さで、地域の無関心さ、そういうものが重なってきまして、犯罪がふえてきたわけでございます。それをどうやって犯罪を減らしていくか。安心したまちづくりをするかということでいろいろ考えてきまして、やはり地域地域で皆さんが協力をしてくれるということ、それがうんと大事だなと思いまして、その犯罪の多い女子大周辺の地域においては、特にそういう問題が起きまして、地域の区長さんを中心に役員の皆さんが大分地域のことを心配してくれまして、動いていただきました。それから、この犯罪が減ってきております。

そういうことも踏まえて、教育も大事でございますけれども、やはりみんなが協力をして地域づくりをしてくれるということが基本でございますので、その辺を十二分に認識した中でこの総合計画を立てていきたいと。それにはやっぱり町民の皆さんに理解をしていただくということがうんと大事ではないかなと考えておりますので、その辺をこれからPRをしながら住民一人一人の皆さんに考えていただくということで、この総合計画の作成に当たっていきたいと思っております。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) ありがとうございました。

それともう一点、これは私の考え方といいますか、あとは計画というのですかね。町の特徴の話がよく出て、その特徴を伸ばすのだというふうな意見がありますが、それで町の特徴って何だろうというふうなことですが、これは群馬県、1つは全体に言えることですが、普通の地区は南側が、南の窓というのですかね、が景色がよくていい場所だというのが1つなのですが、この議場というか、その

廊下から見る赤城山もそうですが、ここは群馬県のこちら側というのは、なぜか北側のほうが景色がいい。したがって、北側のほうがいろんな応接室だとかそういったものがよくつくられるというのが1つ特徴があるかと思います。

もう一つ申し上げますと、玉村町は皆さん平たんでいいという人もいるし、平たんでつまらないという人もいらっしゃるかと思います。そういうので、意見とすると例えば千差万別なのかなというふうには思いますが、ただいつか山ノ内町の議員さんだったですかね、と話をしていましたら、「おれがこんなとこへ来たら、どんな事業だってできるぜ」と、「こんないいところはないよ」というふうにおっしゃっていた議員さんがおりました。自分たちの町というのはいいのだというのを、やはり全員で認識するのも1つかなというのもあります。

それと、もう一つ最近考えているのは、玉村町というのは特徴がないというよりも、特徴がある……かなりの部分が平均以上のものばかりなので、特徴を見出せないというところが確かにあるのではないのかなというふうに思います。そうすると、そのまちづくりの中で1つはそういったトータル的ないいところというのをやはり前面に出して、それで計画を進めていただけたらなというふうに思います。本当にいいところだとか悪いところというのは、その人の感じ方あるいは見方一つだと思います。そのときの気分によってもよかったり悪かったりしますので、だからただ全体的な特徴としますと、やはりかなりの生活の基礎的な部分が平均以上であると。

最近、最近というのですか、よく例えばいつか食育ではなくて、食材のフェアだとかそういうのに行きますと、県内のフェアへ行くと、やはり片品村だとか川場村だとか昭和村だとか下仁田町だとか、やはりあちらのほうの方のほうがやはり熱心ですよね。だから、どこかでもう何とかしなければと追い込まれたところがあるところのほうが熱心で、それで特徴があるのだというのを1点でPRしてくる傾向があって、そういったものに惑わされるというのですか、そんなところもあるのかと思います。

ですから、そこら辺もぜひ考慮していただいて計画策定に当たっていただきたいと思うのですが、 町長いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 原議員さんの言うとおりだと思います。

玉村町は平均的によいから特徴がないということは言えるのではないかなと思っております。ただ、その平均的というのがどの程度かということになりますので、これ平均的にいいのだけれども、そこにまた特徴を出せるとすればもっといいのではないかなと。

先ほど山ノ内町の話をしましたけれども、私この間新潟の人とお会いしまして、玉村町のよさというのを新潟の人から聞きました。まず新潟は豪雪である。そして、地震がある。夏になると洪水が来る。もう新潟に工場はできませんよという話をしていましたね。そこに比べると、この玉村町というのはすべてないではないですかと。こんなにいい町はないのですよと。だから、これが玉村町のよさ

を、ただ玉村町の人はそれをわかりませんよねと私にも言われたのですけれども、そう言われてみるとそうかなという感じするのですけれどもね。そういう周りから見ると非常にいいところ、よさがありますので、その辺をこの総合計画の中で生かして、生かしながら、今後10年間の玉村町のあるべき姿というのをつくっていくということで、またいろいろな面でご指導していただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) ありがとうございました。私のある意味勝手な意見を述べさせていただきましたが、そういうことでやっぱり自信を持って、特に各課長さん方に自信を持っていただいて、それで計画に対して前向きにやっていただけたらなというふうに思います。その辺のご指導についても町長のほうからよろしくお願いいたします。

次に、2番目ですが、町内事業者の事業拡張用地の確保を図れということですが、現実としまして どんなケースが認められておりますか。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) どのようなケースということなのですが、かなりケース・バイ・ケースの場面がございまして、一概には言えないところはあるのですが、先ほども町長の答弁の中でもありました市街化調整区域内で工場等を行っている方が、周りの農用地に事業拡張したいというような場合ですと、基本的には特殊な地域を除いてなのですが、通常はその今現在ある工場敷地の約2分の1程度まで農用地の除外及び農地転用のほうが許可されるというふうな状況が通常のケースでございます。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

[3番 原 幹雄君発言]

3番(原 幹雄君) 実際に今そういった事例というか、相談を受けている事例はありますか。 議長(宇津木治宣君) 経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 私、今経済産業課のほうに来まして2年たつのですが、工場が中心だと思うのですけれども、工場等の拡張という事例は2年間ではなかったというふうに認識しております。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

[3番 原 幹雄君発言]

3番(原 幹雄君) 実際にそういうふうな場所、場所というのですか、いうことでなかなか場所がないのだよね。場合によったら町外でも仕方がないというふうなことを言われている方もいらっしゃいましたものですから、せっかくここまで育ててきた、育ってもらったといいますかね、事業者が

北部工業団地に町長が高崎ジェムコさんですかね、が出ていくのを寸前でご努力によって残すことができたというふうな事例もあります。ですから、そういった場合というのですかね、については、経済産業課のほうで例えば相談については積極的にご対応いただけますか。

議長(宇津木治宣君) 経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 先ほどお答えしました実際には出てこなかったのですが、その事前として大体今の面積の倍程度の敷地拡張が可能かどうかとか、そういう問い合わせのほうは数件はありました。実際には出てこなかったというところでございます。

なお、いろんなケースがございますので、農地の転用とか除外につきましては、当然まずそちらの ほうが先になろうかと思いますので、経済産業課のほうに問い合わせていただきまして、それから当 然建物等の開発許可等の問題も出てきますので、その辺がありますと都市建設課のほうとも協議しな がらそちらのほうの問い合わせ等にはお答えしていきたいというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

[3番 原 幹雄君発言]

3番(原 幹雄君) そういうことになると、町長もその高崎ジェムコさんの件では大分ご苦労なさって、そういう行動をとっていただいて何とか残されたということでございますので、結構何か要望というのですかね、があるふうに聞いていますというか、これは例えば金融機関の支店長あたりでいくと、ここでこんな話をしていいかどうかはちょっとありますが、例の東部工業団地の増設が例えば増設したけれども、売れなかったということはないかねと、逆に待っている方もいらっしゃるようです。ですから、そんなことで、前その工業団地の在庫を持てないかというたしか一般質問もさせていただきましたが、そういったときに速やかに対応ができるように、幾らかは町長持っていてもよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) そういうふうに自治体が工業団地を持っていると、持っていて必要なときには売りますよというようなやり方というのは、以前でしたら高度経済成長のときには持っていてもすぐ売れたわけですよね。それ以後は売れなくなったので、県としてもそういうような造成をするということに関しては、非常に厳しいです。ですから、なかなか除外ができないというのが現状でございます。

ただ、東部工業団地につきましては、数年前からあそこの精密鎔断のほうから工場用地が欲しいということは数年前から言われていました。やっと具体化してきたわけでございますけれども、そうしたらこういうふうに景気が下がってしまいましたので、周りからはいろいろ心配してくれて、あれが売れなくなってしまうのではないかというような心配をしてもらっております。ただ、今現在ですと

そういう話はありませんし、本人との話の中ではあそこを使いたいということでございます。ただほかにも今数社玉村町に出たいということで、3,000坪なり4,000坪なりというので来ているのですけれども、なかなか場所がないというのが現状でございます。

今言ったように、相談に来るのを待っているのではなくて、やはり経営者が玉村町でなくて、町外の人が経営者であって、なおかつある程度の規模が大きくなりますと、なかなかその町との接点がないのですよね。ですから、話がわからないうちに、例えば外へ行ってしまうというケースというのがこれからもあると思います。特に景気が回復してきたときには、そういう傾向がありますから、その辺を十分に我々が情報をキャッチするように歩いていくということですね。ジェムコさんなんていうのも、最初は飛び込みで行ったのですよね。たまたま飛び込みで行って、そういういろんな話をしているうちに何回か行っているうちに、実は土地が欲しいという話になりまして、それからではどうしようかという話になったわけでございます。精密鎔断もそんな形でこう行っているうちに、土地が欲しいのだということでございますので、我々自治体でございますから、営業というわけにいきませんけれども、やはり町内にある企業が伸びてもらわないと税収にもかかわりますし、あるとき狭いから広いところに行ってしまったということで県外なり町外に出られるということになると、大変な町としての損失になりますから、その辺は十二分に情報をキャッチしながら、日ごろの行動の中でそういう企業との接点をつくっていくということはうんと大事だと思っておりますので、今後も経済産業課とか企業誘致係がおりますので、そういうような企業との接点を、コミュニケーションをとっていくということは大事にしていきたいなと思っております。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

[3番 原 幹雄君発言]

3番(原 幹雄君) ありがとうございました。そういうので、かなりせっぱ詰まったというのですかね、一生懸命探している先もあるようでございますので、私もできるだけ逃げられないように頑張りますが、ただいかんせん場所がないとそれ以上言えなくなりますので、よろしくお願いいたします。

それと、次に不在地主対策でございますが、ごみだとか雑草だとかということで苦情の種にはなっているのだと思います。宅地ですか、宅地で30件に送って24件はすぐにやってもらえたということですが、それともう一つは農地ですかね。農地のほうも指導をしていらっしゃるということですが、一番いいのはそういう、これは所有権の問題があるので何とも言えませんが、一番いいのはなるべくもし例えば相続等で町にいる人がいるのであれば、その方が一括相続なり何なりしてもらえれば一番いいのでしょうが、それと特にもう一つ農地の場合でいきますと、一括相続したとしても、管理をする気がないというか、農家でない方が今非常に多いですから、その辺の管理も難しいかと思いますが、ただやはりその土地に住まわれている方というのは、特に農家同士の昔からのつき合いもあったりして、割と管理をしているのかなというふうに思います。

1つ例えばこういうのはできないのでしょうか。例えばその土地の管理人のような者を指定してもらって、町に住んでいる人なり近くに住んでいる人、それでその方に例えばいろんなことを要請するとか、管理をしてもらうとかというふうな、そういった制度なり何なりを町独自でつくるというのは不可能なのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) 管理人のような方ということでありますけれども、当町におきましては町の農業公社というところがございまして、農地の貸し借りにつきまして間に入りまして、その貸し手から借り手のほうに橋渡しをさせていただいているという機関がございますので、農業公社が中心になってそちらのほうの相続等で得られた方については、ぜひ農業公社を通してだれかに貸すとかそういう手段をとっていければいいのではないかというふうに考えておりますし、また耕作放棄地等が生じそうな場所につきましては、農地につきましては、そのような通知も差し上げているというところでございます。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) と申し上げたのは、1つは例えば要するに義務化するということですね。必ず町内に農地があって、その所有者が例えば農業者なり何なりであれば別にどこに住んでいても構わないかと思いますが、本当にそれ以外の方で、まず管理能力というか、管理ができないような方について、そういった例えばたしか納税……海外だか何かに行かれてしまう方は納税管理人を選定していくとかなんとかってそんな規定もあったかと思いますが、それに若干似たようなそういう管理人を選定してもらうというのを考えるというのは、法的な問題もあると思いますが、不可能でしょうか。

議長(宇津木治宣君) 高井経済産業課長。

[経済産業課長 高井弘仁君発言]

経済産業課長(高井弘仁君) ちょっとなかなか難しいご質問でございますけれども、まず先ほども申し上げましたとおり、農業公社というのは非常に群馬県内でも市町村でやっている農業公社というのは数カ所しかございませんし、ぜひそちらのほうを利用していくということが一番今のところいい考えだというふうに思っております。

それから、町長が先ほども答弁しましたとおり、農地法のほうの改正がございまして、今度地権者に物すごく強い、要するに管理義務が強く求められるというような改正がありまして、そちらのほうの管理ができなかった場合は、罰則規定までとはいかないのですけれども、かなりペナルティーを科せるような農地法の改正にもなっておりますので、そういう厳しさを前面に出すのではなくて、先ほどからも申し上げましているとおり、そちらの相続等で今度は農業委員会のほうに届け出をしなければならないわけでありますので、その届け出があったときには農業公社という、こういう制度があり

ますので、ぜひそちらのほうを利用していただきまして、適正な管理をしていただきたいというふうな指導のほうをしていきたいというふうに考えております。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) よくその辺を指導していただきたいというか、要は1つは一番根本的なのは 発生させないというのが、私は根本なのだろうと思います。ただ、所有権なりいろんな権利の問題が あるので、非常に難しいのだろうなと思います。

あと、これは私の本当に考えた話としますと、地方自治体には条例により不均一課税を設定することができるというふうなたしか規定があったかと思いますが、こういったものを利用して、その固定 資産税なり何なりに差を設けると。管理コストを上げるという、上げてその土地を手放す動機づけに するというふうな例えば手段というのは可能なのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) ちょっと休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

議長(宇津木治宣君) 再開します。

議長(宇津木治宣君) 質問続けてください。 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 要はあれでしょう、不耕作地とか不在地主の土地をなるべく手放して耕作者に売れということですよね。そのために持っていると税金がかかりますよということで、その課税のいろいろ強弱をつけるということでございますので、今のところその辺は考えていないのですけれども、一つの方法としてはそういう方法もあると思いますけれども、今の経済情勢から見ると、その辺については余り効果がないのではないかなと。

先ほど経済産業課長が言ったように、玉村町は農業公社がありますので、玉村町は非常に不耕作地が少ないのです。町内5%ぐらいなのですよね。平均しますと20%ぐらい、県内平均20%ぐらいなのですけれども、5%ぐらいで、それは農業公社があるから非常に少ないわけですね、このあっせんをしてくれるので。これをもっともっとだから有効に活用していくということが、このゼロに、私さっき不耕作地ゼロを目指すと言ったのですけれども、日本でもゼロの村というのが2つか3つあるのですね。長野県とあと岐阜県か何かどこかにゼロを目指して、ゼロをしているというところがあるのですけれども、それに近づけていくように町としてもいろんな方策をこれからも考えていきます。

農業公社を中心としたあれで考えていきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 原幹雄議員。

〔3番 原 幹雄君発言〕

3番(原 幹雄君) ありがとうございます。いろいろるる私の半ば思いつき的なところもありましたが、ただお願いしたいのは、問題が起きそうになる前に早目早目に手を打っていただいて、その後の行政コストを下げる努力をしていただきたいということでございます。

以上で私の質問を終わりにします。

議長(宇津木治宣君) 休憩します。2時30分に再開いたします。

午後2時17分休憩

.______

午後2時30分再開

議長(宇津木治宣君) 再開いたします。

議長(宇津木治宣君) 次に、15番三友美惠子議員の発言を許します。

〔15番 三友美惠子君登壇〕

15番(三友美惠子君) 傍聴人の皆さん、お忙しいところお出かけくださいましてありがとうございます。本日最後の質問となりました。もう少しおつき合い願います。議席番号15番三友美惠子でございます。

22年3月をもちまして退職なされる課長さん、そして職員の皆さん、玉村町のために尽くされた 努力に感謝申し上げますとともに、私ごとではありますが、大変お世話さまになりまして、ありがと うございました。また、退職なされた後も町のためにご尽力よろしくお願いいたします。

さて、去る2月27日に起こりましたチリの大地震、自然の猛威は人間の築いたものをすべて一瞬に奪い去ってしまいます。人間同士が醜く争っている場合ではなく、私たちはもっと謙虚に自然と向き合い、共存していくことを学ばなければいけないと感じました。この地震により亡くなられた方々のご冥福と、被災した方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。それでは、通告に従い質問いたします。

1、まちづくりと景観行政について。「私たちのふるさと群馬は、雄大で美しい山々と母なる利根川の清流にはぐくまれ、地域のさまざまな風土や伝統文化に彩られた多様で個性的な景観をつくり出してきた。個性豊かで美しい景観は、人々に心の安らぎと潤いを与え、私たちの心のきずなとなってふるさとへの誇りと愛着を育てていく。今こそ私たちは、すぐれた景観が私たち一人一人の知恵とたゆまない努力によって守られ、つくられていくことの大切さを認識し、このかけがえのない財産を後世に伝えていくための活動を繰り広げよう。私たちは、活力あふれる地域を創造し、真に豊かで住み

よい環境を築き、これらを次代に引き継いでいくため、県、市町村、県民、事業者が一体となってふるさと群馬の景観を保全し、創造していくことを決意し、ここに群馬県景観条例を制定する」。これは、群馬県景観条例の前文です。

平成16年に景観法が制定されて5年が経過いたしました。現在群馬県において景観行政団体は、ここに先ほど配りましたこの地図なのですが、伊勢崎市、富岡市、高崎市、太田市、板倉町、前橋市、中之条町、草津町の8団体であり、高山村、六合村、川場村の3団体が景観行政団体への準備中であります。また、景観の自主条例のある市町村は、甘楽町、みなかみ町、川場村、桐生市、片品村、昭和村です。そして、さらに平成22年に景観計画策定予定は、下仁田町、甘楽町、嬬恋村ということです。このように、群馬県でも3分の2ぐらいの地域が自分たちの町の景観を守るための行動を起こしています。

平成18年に私がまちづくりと景観法についての一般質問をいたしました。町長は「検討の余地がある」という回答でしたが、その後検討なさいましたでしょうか。先日、群馬県の景観の講演会において講師の尾崎真理さんが「美しくない町は滅びる」と言っておられました。そのとおりであると思います。それはただ単にきれいということではなく、今まで歴史がはぐくんできた町独自の景観を守り、それと調和した町をつくっていくことが重要であると言っておられました。そして、先生の実践の中で、「そんな町にはみんなが住みたくなり、誇りを持ち暮らすことができるのだ」とも言っておられました。我が町も第5次総合計画、そして都市計画マスタープランの中には、玉村町独自の景観を守り、そして発展させていく政策が必要だと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、教育行政についてお伺いいたします。昨日の齊藤議員の質問に対する答弁はとても明快であり、新井教育長の教育に対する姿勢がとてもよく理解できました。本日もきっと我が意を得たりの答 弁がいただけるものと期待して質問いたします。

- 1、平成21年9月に報告された20年度の玉村町教育委員会評価報告書について、方向性が3(修正)と評価された事業のうち、56番、絵本入門講座、10番、カウンセラー配置事業、16番、食育推進事業、24番、玉村町子ども読書活動推進計画による実践等における修正とその後についてお伺いいたします。
- 2、新しく就任された教育長の玉村町における生涯教育全般と、玉村町の公民館活動の今後についてお考えをお聞かせください。

以上をもちまして第1の質問といたします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 15番三友美惠子議員の質問にお答えいたします。

まちづくりと景観行政についての質問ですが、景観については、まず景観行政団体として県の協議・ 同意を受けた後、地域住民の意向及び各地域の特色を踏まえながら景観計画や景観条例等を策定し、 良好な景観形成へと規制誘導を行うものであります。この景観行政は、単に美しいまちづくりをする というものだけでなく、地域のよさを再認識し、誇りと愛着を生み、さらに地域のコミュニティーの つながりを強化され、地域力の向上に結びつかせることも可能な施策であると認識をしております。

景観法は、議員ご質問にあるように、平成16年に施行され、当時法が施行され間もないこともあり、玉村まちづくり塾のような歴史的文化保全や自然環境保全等さまざまな面からその活用について模索をしてまいりました。

今後は、現在策定中であります第5次総合計画の中で、景観に対する考え方や大枠の方向性を位置づけ、庁内推進体制の確立をしていき、また景観行政で大切な部分とされる住民の皆さんの理解や協力を得ながら景観に対し今まで以上の関心を集めていきたいと考えております。

次の教育行政については、教育長のほうから回答いたします。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長(新井道憲君) 2の教育行政につきましてお答えさせていただきます。

初めに、平成21年9月に報告させていただきました平成20年度の玉村町教育委員会点検・評価において、方向性が3となりました4つの事業の修正内容とその後の対応につきましてお答えいたします。

まず、報告書56番の絵本入門講座につきましては、平成8年度から平成20年度まで13年間続けて小磯悦子さんに乳幼児を持つ保護者を対象に、豊かな本との出会いの場を提供することを目的に、課題の本を受講者が選び子供に読んであげて、子供がどんな反応があったか、親がどんなふうに思ったかなどを次回に発表し合い、先生が論評するといった講座を実施してまいりました。今年度は、新たな先生によりまして、子供の年齢に応じてどんな絵本を選べばよいか、そしてどんなふうに読んであげればいいかなどを学び合う講座を実施してきたところでございます。

次に、報告書10番、カウンセラー配置事業につきまして、子供たちや保護者のカウンセリングを中心に、学校、ふれあい教室、教育相談室と連携しながら、問題を抱える子供の状況に即した支援を行ってまいりました。相談の対象が幼児に偏る傾向があり、小学校高学年や中学生の子供たちに対して、よりきめ細かな対応ができる体制づくりが急務となりました。そこで、平成21年度はスクールカウンセラーを1名増員して2名体制としました。1名は幼児から小学校中学年まで、もう一名は小学校高学年から中学生までを主な対象として、相談体制の充実を図ってまいってきたところでございます。その結果、子供たちや保護者のカウンセリングに限らず、カウンセラーの専門性を生かした教職員研修を行ったり、特別な教育的支援を必要とする子供への支援の方法について具体的な助言を得たりすることが可能となっています。

続きまして、報告書16番、食育推進事業につきましては、これまで学校給食を中心として学校・ 家庭・地域が連携し、町として目指す4つの目標に迫る取り組みを展開してまいりました。4つの目 標は、朝食しっかり玉村っ子、そして栄養バランスOK玉村っ子、給食大好き玉村っ子、家族で団らん、笑顔で食事玉村っ子という4つの目標でございますが、しかし食育という全町的な課題に対応するためには、学校だけの取り組みだけでは不十分であるとの認識から、関係各課の連携を一層強化する必要性が高まってきました。また、玉村町の食育の成果を評価していただく一方で、保護者への啓発がさらに必要だ、関係各課との連携による町としての実践を望むとの指摘もいただきました。

そこで、平成21年度から事務局を町長部局に移して、食育推進事業を展開してまいってきたところでございます。学校教育としては、従来の4つの目標の実現に向けた取り組みを継続し、子供たちのたくましい心身をはぐくむ指導につなげているところでございます。

次に、報告書24番、玉村町子ども読書活動推進計画による実践についてです。この推進計画は、 すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、 施策の方向性や具体策を示したものであります。平成21年度は、5年計画の5年目の取り組みとなっています。

そこで本年度は、平成22年度から26年度を対象年度とした計画に修正する作業を進めてまいりました。今回は新たに各学校の目指す図書館像を設定すること、また司書教諭を中心として組織的に図書教育を推進すること、さらには町立図書館所蔵の図書等の団体貸し出しを拡充することなどを盛り込んでいます。この推進計画をよりどころとして、創意工夫を生かした特色ある読書活動を推進していきたいと考えているところであります。

次に、生涯教育全般と公民館活動の今後についてお答えさせていただきます。これは何度かお話を 申し上げているのでダブるところがございますが、よろしくお願いします。

まず、玉村町における生涯学習の考えについてでございますが、生涯学習とは自己啓発や生活の向上、一人一人の個性や能力の向上のために、自分の自発的な意思に基づいて自分に適した手段や方法をもって生涯にわたって行う学習であると認識しているところでございます。

学習の機会は、学校教育や社会教育または家庭教育などの用意された教育活動もございますが、読書やスポーツ、文化活動など日常生活のあらゆる活動の中にあるわけでございます。玉村町教育委員会といたしましては、町民一人一人がいつでも、どこでも、だれでも参加できる学習機会の拡充と能力や個性の伸長を図る学習内容の充実に努め、町民の学習の成果等の教育力を共有しながら、ともに学び響き合う生涯学習社会づくりを目指して取り組むことが重要であると考えているところでございます。

さらに、その生涯学習の基盤が学校教育であります。将来にわたって学び続けるための基礎、基本が、生きる力の育成そのものと言っても過言ではないというふうに考えているところであります。そして、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて学びたいときに学べる町玉村を、皆さんとともに築いていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、今後の公民館活動についてご説明申し上げます。法律で社会教育法には第5章で、公民館で

は、公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたわれているところであります。

非常に難しい言葉が使われているわけですが、そこで玉村町公民館につきましては、文化センターという複合施設のメリットを生かしていきたいと考えているところであります。具体的には、図書館、歴史資料館といった他の施設との連携を図り、例えば文化センターだより、にしきの通信など、より充実した学習の機会と情報を住民の方々に提供できるようにしていきたいと思います。

また、これからの公民館運営といたしまして、生涯学習の理念であります先ほども申し上げましたいつでも、どこでも、だれでも必要に応じて学びたいときに学ぶことができるということを念頭に置きまして、以前のような行政主導の公民館運営から、住民による自立した活動を支援するコーディネート型の公民館運営にシフトしていきたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長(宇津木治宣君) 15番三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 町長のお答えの中で景観を考えていきたいということでありますが、玉村町がこのまま景観行政団体に移行することは考えておりますか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 東毛広域幹線道の開通、そしてその前にスマートインターチェンジの開通があります。そういう中でこの町が大きく変わっていくと予測されます。さっきも申したとおり、ただこれは美しい町をつくるだけではないということで、一番大事なことは地域力、地域の力をつけるということと、地域コミュニティーを高めていくということでございますので、総合的に判断しますと非常にこの景観条例というのはすばらしい役目を持つものであると認識をしております。ですから、そういう中でこの景観条例は玉村町にとっては、これから変わり行く玉村町にとっては必要なものであると私は認識をしております。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) その条例が大事だということはわかっているのですけれども、この行政 団体への移行ということですね。これをしっかりやっていってくださるということでしょうか。この 間も、前の質問のときも、考えていきますということだったのですが、それではなかなか始まらない し、大事な条例であります。町がこれからしっかりやっていくにはこの条例を、条例というか景観団 体になりながら、景観の計画を立て、それで条例をつくり、そして東毛広域幹線道路ができたときに、しっかりと町の景観が守れるように、高崎市が景観行政団体でありますし、伊勢崎市もなっております。その真ん中で玉村町が何もないということは、無法地帯になってしまいますね。そういうことを防いでいきたいと私も思っておりますし、マスタープランの中にもしっかりとそこら辺を定義づけていってほしいということで、行政団体に移行して、これは大変なことです、この行政団体に移行してこれからの計画をつくっていくということは大変なことですけれども、これをやっていくことがやっぱり町が生きていく、きょう皆さんの質問を聞いていて、大体町にしてほしいことって同じでしたね。きれいな町をつくるということ、ごみのない町をつくる、犯罪のない町をつくるにも、やっぱりきれいな町であれば犯罪は起きにくいということもあると思います。そういうことについてどうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 前回の答弁から比べますと、ずっと私もこの景観条例に対しての認識は深まっておりますし、この町にとって大変必要なものであると、そういう感じで考えております。ですから、ということは次の質問のときには「もう入ります」ということになると思いますので、検討させていただきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ということは、もう一回質問しなければオーケーサインが出ないという ことでしょうか。ぜひきょうの質問でオーケーサインを出していただきたいと思います。

これから玉村町がよりよくなるために講演会に幾つか出てきました。先日、伊勢崎市のやっぱり景観行政の講演会の中で宗田先生という方が、この方は京都のまちづくりをやっていらっしゃる方で、京都も看板がすごくいっぱいあるまちでした。それが最近宗田さんの努力により、看板をなくしたところ、観光客はふえてきた、そういうことがあります。町も人に住んでもらえる、やっぱり日本人というのは美術館に行くのが好きだそうです。とても好きな民族で、美術館、きれいな物を一生懸命見るのですが、美術館から出てしまうとすっかりそれを忘れてしまうというような民族だそうですが、ぜひ町がきれいであれば心地よいそういう生活ができるわけでありますし、やっぱり文化がこれからは経済の発展を助けていくのではないかと思うのですね。やっぱり文化的なことを一生懸命やることは、今まではそれは経済に反するようなそういうようなとらえ方をされておりましたが、こういう経済が今疲弊した中で文化をしっかりつくっていくということが町を発展させる基盤になると思います。

何を差別化してそこに住むかといったときに、やっぱり備前島議員が、これから玉村町はベッドタウンとしてやっていったらいいのではないかというような発言をなさっておりましたが、私もベッドタウンとなるのが最良ではないかと思います。そのようなときに、やっぱり今心を病んでいる人もい

っぱいいます。そんなときにきれいな町、美しい町、そして心落ちつく町、歴史の漂う町、そのような町をつくっていくことが、やっぱりこれからの玉村町にぜひとも必要ではないかと思います。ぜひ 景観行政団体の移行をお願いしたいと思います。次でなくて今回でお願いします。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 既に総合計画は着手しております。来年22年度ですね、22年度中にも都市計画マスタープランも兼ねて総合計画をつくり上げますので、その中で三友議員さんの質問、きょうの私の答弁等十分この中で認識をしていただいていると感じております。ですから、先ほど言った文化度を上げる、この美しいというのはただきれいではなくて、この一人一人の人間のよさというのか、人間の美しさを出していくということで地域力を高めていくということでありますので、この景観条例についてはそういう中に織り込んでいって景観条例をつくっていくというような形で進めていきたいと思います。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ぜひその方向でお願いいたします。

続きまして、教育のことでお願いします。大体話はわかりましたが、この玉村町子ども読書活動推進計画、この中で最初の「はじめに」とありますが、「児童1人当たりの本が群馬県の下位に位置しております」というような文章がありますが、本の冊数というのは、1人当たりの、ふえておりますでしょうか。どのくらいふえておりますでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 川端学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 申しわけありません。ちょっと各学校ごとのデータは持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) データがないので、次の質問に移れないのですが、でもまだまだ足らないというような私の認識です。先日も補正がありまして、学校の本というのは大分買っていただいたとは思っておりますが、玉村中学校、玉村小学校、私が入っているのはそこなのですが、なかなかまだ見た感じでは新しい本がふえているというような認識はありません。

やっぱり中学生の読書離れがあるということなのですが、玉村中学校、南には行っていないのです、 ちょっとわからないのですが、玉村中学校に行ってみますと、大分古い本がいっぱいありまして、これでは読む気が私でもしないなというような感じの本が大分あります。そういうことについて教育長、 これから学校の図書の購入についてはどのように考えておりますでしょうか。 議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) お答えします。

図書購入費ということで、毎年予算化をさせていただいておりますので、各学校において古い図書 を消去ではなくて処分していただいて、新しいものを入れていくという、毎年毎年図書購入費は予算 化されておりますので、それらを利用してやっていただくということでお願いしているところです。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) それから、図書整理員さんですね、図書司書の人、司書の人は学校の先生が兼ねているということで、図書整理員さんが入っていると思うのですが、図書整理員さんは週に3日ですかね。図書館が毎日あいている状況はどうなのでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 司書教諭は、通常国語の先生とか教師が当たっておりますが、その業務を埋めるということで図書整理員を町のほうで、町のほうの予算で充てておりますが、週3日の勤務となっています。貸し出しとか図書の整理とか、購入した図書の整理、そういったものを業務としております。整理員がいないときは、子供たちが自主的にいろいろ検索したり、貸し出し等も行っておりますので、その辺はうまく学校でそれぞれ対応していただいております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) そこで、図書整理員さんの方にちょっとお伺いしたのですが、週3日ではなかなか図書の整理も大変ですし、図書整理員さんは結構子供たちと触れ合っているのですね。その触れ合いがすごく大切ではないかなというふうにも感じています。そこら辺をもっと充実させていくことが、子供たちがもっと図書館に来ることにもつながるし、図書の貸し出しに対しても子供がただ検索するだけだとなかなか難しいようなところも、学校の先生の場合、司書教諭の方はいらっしゃるのですが、なかなか担任を持っていたりとか、図書館に入り浸ることはないわけですよね。そういう中で、もっとそういうところを充実させていったら子供たちが本をもっと楽しく読めるのではないかと思うのですが、教育長そこら辺はこれからどう考えていきますでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 図書館教育というのは、非常に重要な部分を占めている。特に子供たちの 創造力を培うためには、非常に大きな役割を果たしているということは十分承知しているところであ ります。したがいまして、図書整理員さんについても子供と触れ合う、教員ではないという立場で触 れ合えるということで、逆に言うとスクールカウンセラーの役目を果たしたり、悩みを聞いてもらったりという役割もしているということは十分承知しているところであります。そういう中で、今これからその役割の重要性を考えながら、さらに学校としてそれぞれの学校で対応が違ってくる部分もあります。小学校と中学校では子供の図書委員を生徒会専門部の組織として子供を活用して図書館運営に当たらせているという学校ももちろんありますので、それらを総合的にやっぱり見ていって、司書教諭というのはあくまでも一般の教諭で、司書の資格を持っていると。ですから、図書館教育の企画等を担当するのが教諭の役目であるということでありますので、総合的に学校にまたお願いをして図書館の活用を図るような方向を、またそれぞれの学校で検討していただくような方向を探ってまいりたいというふうに考えています。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 今教育長さんがおっしゃったとおりで、一般の人という観点から、やっぱり子供たちに接しられる人ということで、とても重要ではないかと思うのですね。整理員さんも一生懸命やっておりますし、整理員さんの、前に聞いたのですが、講習みたいなのがあるのですが、それが学校まちまちで、なかなか出してもらえるところと出してもらえないところとあるそうなので、そこら辺も玉村町として統一して、その図書整理員さんの重要性とかそういうのをしっかり認識してもらってやっていただけたらいいと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。議長(宇津木治宣君) 川端学校教育課長。

〔学校教育課長 川端洋一君発言〕

学校教育課長(川端洋一君) 今年度につきましては、校務システムが新しいコンピューターを導入して図書館のシステムが新しくなりました。そういうことも含めまして、これは玉村中学校に1カ所に集まってシステムの勉強を兼ねているいるな問題点等を出した中で、教育委員会で対応できるところはしていきましょうという私もその会議に出席してまいりましたが、全体で学校によってその勤務の曜日も違いますので、なかなか7校の図書整理員の方たちが一堂に会するという時間帯を設けるのはまた大変な作業もありますが、システムも新しくなったということも踏まえまして、そういった機会を設ける場合は教育委員会のほうで各学校と連絡とりながら調整していきたいなというふうには考えております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ぜひ学校のほうでそういうことでお願いいたします。

それから、文化センターとの本の貸し出しのことですが、前は文化センターの図書の方と学校が交流していたのですよね。それが現在ないと思うのですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 加藤喜代孝君発言]

生涯学習課長(加藤喜代孝君) その質問ですけれども、文化センター内の図書館と学校教育図書、連携をとりまして芝根地区、上陽地区といった遠い学校の生徒の方で学校図書館にない本、これにつきましては公仕さんを通じて文化センターのほうへ寄っていただいて本を貸し出すということは行っております。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) では、子供の要求に沿いまして届けているということですか。

議長(宇津木治宣君) 加藤課長。

〔生涯学習課長 加藤喜代孝君発言〕

生涯学習課長(加藤喜代孝君) そういうことでございます。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ぜひ町の図書館との交流もしていただきまして、本が子供たちに読める、 多くの本が読めるようにしていっていただきたいと思います。

続きまして、食育推進なのですが、これは全町的なものはあれですか、町長部局のほうで聞いたほうがよろしいですか。では、そちらで今年度というか、21年度の推進についてはどのようになさいましたでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 松本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 食育推進ですけれども、今年度は関係各課の課長及び担当者から成る食育推進委員会というのを開催いたしまして、玉村町の食育推進計画を策定したいというふうに考えております。食育推進計画を策定しましたら、そのダイジェスト版をつくりまして、町民に広く配布したいというふうに思っております。また、食育推進講演会等も開催する予定をしております。

議長(宇津木治宣君) 三友議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) その推進計画はどのような方向性でつくっていくのですか。だれがつくりますか。課長だけですか。

議長(宇津木治宣君) 松本課長。

〔健康福祉課長 松本恭明君発言〕

健康福祉課長(松本恭明君) 庁舎内の関係各課長から成る委員会については、食育推進委員会ということで開催するわけですけれども、推進計画その上に推進計画を策定するところに至っては、町の有識者あるいは食育の通の方にいろいろ寄ってもらって、推進計画を策定していきたいというふう

に思っております。これ、食育推進というのが食べることが基本なのですけれども、じゃんじゃん、じゃんじゃん広くなっていってしまいまして、食べることだけでなく、つくることあるいは流通のほうまでいってしまっていますので、その辺のところを推進委員会等でいろいろ諮っていきながら計画していきたいなというふうに思っております。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) そこら辺をしっかり絞っていっていただきたいなと思います。安心な食べ物とかその流通までいくのもいいのですが、家族との団らんとか、要するに教育というか、今家庭力が大分落ちています。そういう中で食育推進という計画を立てていっていただきたいなと思いますし、それから私が文教の委員だったときに山梨のほうに視察に行きましたときも、その推進計画を立てる人たちが即戦力になるような人たちで計画を立てていきました。そういうことをやっていかないと、推進計画は立てたもののそれで終わりということになってしまわないとも限らないので、推進計画を立てるに当たり、町民の方々に動いていただける方々、中里議員もそう言っておりましたが、動いていただける方々にその推進計画をつくっていっていただくことが大事だと思うのですが、町長そこら辺はどうお考えでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 戦前ということはないのですけれども、昭和の初めが舞台になる日本の映画を見ますと、必ず居間にちゃぶ台があって、ちゃぶ台の周りを子供、お母さん、お父さんがいて、子供が3人なり4人座って食事をするという場面が出てきますよね。今日本の家庭ではそういう場面が非常に少なくなったということで、今三友議員さんが言ったように、家族のきずなが薄れてきたというのがあります。そういうのもこの食育という中でつくりかえる、もう一度そういうのを構築していく必要もあると思いますので、今言っているその食育推進計画の中では、その安全安心だとかいろいるありますけれども、そういうものも含めた中のその食育、玉村町における食育計画というので、早寝早起き朝ごはんという言葉もありますし、子供たちにとって成長に必要なこの食育というものを植えつけていくということで、この計画の基本にしていけたらと思っております。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ぜひその方向でよろしくお願いいたします。

続きまして、公民館についてお伺いいたします。玉村町の公民館が先ほど文化センター内にあって、それが複合施設であり、とてもいいことだというように教育長さんはおっしゃられましたが、そのいいところはそうかもしれませんが、私にとってはその文化センターの複合施設であることが、悪いほうにちょっと考えられます。それはなぜかというと、文化センターの中に公民館が見えてこないので

すね。そういう見えてこないという、住民として見えないということですね。それで看板として公民館というのを書いていただきましたが、それは名前の公民館でありまして、その住民にとって公民館がどこにあるのだというのは、中央公民館壊してしまいましたし、姿が見えてこないのですね。そこについては教育長さんはどのようにお考えでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) ただいま議員さんご指摘のとおり、私も行ったときは感じました。ですが、 一緒に仕事をしている中で公民館というか、もっと広い意味で生涯学習というその拠点が文化センタ ーであると。

今ここににしきの通信3月号を持ってきましたが、これらが文化センターだよりという中で、先ほどもちょっと触れましたけれども、この中に図書館、それから公民館全部含まれているわけです。ですから、これらが一つの生涯学習の総まとめというか、大綱をあらわしているというふうなとらえ方をしていったときに、その複合施設のよさということを感じているわけです。ですから、今あるものあるいはほかの市町村にある公民館と地区公民館のような関係を今つくれといっても、非常に難しい状況がございます。ですから、やっぱり今あるものをどう生かしていくか、あるいはそのメリットをどういうふうに考えていくかということのほうが大事なのではないかということで、先ほど答弁させていただいたのです。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) ぜひそのメリットは伸ばしていただきたいのですが、デメリットの解消 としてはどのようなことを考えているか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) ですから、やはり先ほども申し上げましたように、公民館は公民館、よく他の市町村へ行きますと、図書館だよりというのがあります。公民館だよりというのもあります。それから、文化センターだよりというのもあります。全部独立している。だから、それがうまく機能していない。ここで学びたい。ですから、複合施設へ行ってこういうことを勉強したい。では、こういう講座がある。では、図書でその前に勉強しておこうと。すべてできるということが一番この町のよさではないかというふうに感じているわけです。

ですから、あえて公民館がこういうことをするのですよというようではなくて、複合、文化センターそのものの機能が公民館の役割を果たしていますよというとらえ方をしていただくのが大事なのではないかなと。デメリットを解消するよりは、やっぱり子供と同じです。いいところを見つけて、そこを伸ばすというのが大事なのではないかと。デメリットだけを見ていると、ここのところはよくな

い、よくない、よくない、後ろ向きになります。前向きに考えていく必要があるのではないかと、ご 理解ください。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 答弁が余りにうまくてごまかされてしまいそうなのですが、私が言っているのは、そういう行事とかそういう面ではいいのですね。それに1つ足らないことが、やっぱり集う場所がないということです。町長はボランティア推進センターのほうに集う場所をつくるということですが、また公民館の集うというのは、ちょっと意味が違うと思うのですね。学び集いということとね。

教育長さんがきのうからも言っていらっしゃいますように、教育は人づくりである。人づくりがまちづくりであるって、私はそこすばらしいなと思いました。私はそこのところでずっとやっております、ぜひその人づくり、まちづくりのための集う場所、要するに人と語らう場所、集う場所、そういう公民館をつくっていただければ、建物をつくれというのではないのですね。そういう機能ですね、下川渕の公民館がかなり公民館活動としては、この近辺では活動しているところなのですね。あそこへ行くと、本当に人々が活気に満ちて公民館に通っております。そういう姿を見ますと、ぜひ玉村町にも欲しいなという、そういう気がします。建物を今つくれというのは私も無理な話だとは思いますが、その場をつくるというかね、そういうことについてこれからもしできれば新井教育長さんにはやっていっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 確かにご指摘のとおりでございます。ですから、公民館というふうに限定するわけではございませんが、1つ課題としては、やはり文化センターの中にある公民館と同時に、地域にある公民館、これは町でつくったものではございませんが、名前によっては集会所あるいは研修所というような表現をされて、地域の方々がそれぞれ活用している。そことの連携をどうしていくかということも大事な課題になっているのではないかなというふうに考えているところです。それはまたこれから十分検討させていただきたいというふうに思います。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

〔15番 三友美惠子君発言〕

15番(三友美惠子君) 地区の公民館を使っていくのも大事な要素だと思います。生涯学習委員さんが地区には2人ずついらっしゃいますが、なかなか2人で何かをするというのは、大変なことだと私は思います。できれば地区が幾つかまとまって推進委員さんが何人かで行事を組んでいくとか、そういう新しい方策も考えていっていただければと思うのですが、そのようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長(宇津木治宣君) 新井教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

教育長(新井道憲君) 十分検討させていただきます。

議長(宇津木治宣君) 三友美惠子議員。

[15番 三友美惠子君発言]

15番(三友美惠子君) ぜひ公民館活動が活発になることをお願いして、質問を終わりにいたします。

○散 会

議長(宇津木治宣君) 以上で本日の一般質問を終了いたします。 なお、あす12日は午後2時30分までに議場に参集ください。 ご苦労さまでした。

午後3時15分散会